

平成28年度 母子家庭の母及び父子家庭の父の 自立支援施策の実施状況

平成29年12月28日

**厚生労働省子ども家庭局
家庭福祉課母子家庭等自立支援室**

この文書は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(平成24年法律第92号)第4条に基づき、平成28年度における母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の実施の状況を公表するものです。

— 目 次 —

1. 生活の状況	3	5. 就業支援に関する施策等（雇用・就業機会の増大）	39
2. 支援施策の体系	8	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)	40
ひとり親家庭等の自立支援策の体系	9	トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)	41
自立促進計画	10	たばこ事業法の許可基準の特例	42
ひとり親家庭に対する主な就業支援について	11	母子・父子福祉団体等への事業発注の推進	43
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する 特別措置法について	12	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援を図る優良企業等の表彰	44
		行政機関等における母子家庭の母等の雇用促進の取組	45
3. 就業支援につながる施策等（就業相談・就職支援）	15	6. 生活支援に関する施策	46
ハローワークによる母子家庭の母等の職業紹介状況	16	ひとり親家庭等日常生活支援事業	47
マザーズハローワーク事業の概要	17	子育て短期支援事業	48
母子家庭等就業・自立支援事業	18	ひとり親家庭等生活向上事業	49
ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	24	母子世帯等の住居の状況	52
母子・父子自立支援プログラム策定事業	27	住居の安定確保	53
	30	母子生活支援施設	54
4. 就業支援に関する施策等（職業訓練）	31	7. 養育費の確保策	55
職業訓練メニュー	32	8. 自立を促進するための経済的支援	59
公共職業訓練の実施	33	児童扶養手当	60
自立支援教育訓練給付金事業	35	母子父子寡婦福祉資金貸付金	64
高等職業訓練促進給付金等事業	37		
高等職業訓練促進資金貸付事業	38		
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	39	9. 各自治体における取組状況	68

1 . 生活の状況

世帯構造別、世帯類型別にみた世帯数及び平均世帯人員の年次推移

年次	総数	世帯構造						世帯類型				平均世帯人員
		単独世帯	夫婦のみの世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯	ひとり親と未婚の子のみの世帯	三世代世帯	その他の世帯	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	その他の世帯	
		推計数(単位:千世帯)						推計数(単位:千世帯)				(人)
昭和61年	37,544	6,826	5,401	15,525	1,908	5,757	2,127	2,362	600	115	34,468	3.22
平成元年	39,417	7,866	6,322	15,478	1,985	5,599	2,166	3,057	554	100	35,707	3.10
4	41,210	8,974	7,071	15,247	1,998	5,390	2,529	3,688	480	86	36,957	2.99
7	40,770	9,213	7,488	14,398	2,112	5,082	2,478	4,390	483	84	35,812	2.91
10	44,496	10,627	8,781	14,951	2,364	5,125	2,648	5,614	502	78	38,302	2.81
13	45,664	11,017	9,403	14,872	2,618	4,844	2,909	6,654	587	80	38,343	2.75
16	46,323	10,817	10,161	15,125	2,774	4,512	2,934	7,874	627	90	37,732	2.72
19	48,023	11,983	10,636	15,015	3,006	4,045	3,337	9,009	717	100	38,197	2.63
22	48,638	12,386	10,994	14,922	3,180	3,835	3,320	10,207	708	77	37,646	2.59
25	50,112	13,285	11,644	14,899	3,621	3,329	3,334	11,614	821	91	37,586	2.51
26	50,431	13,662	11,748	14,546	3,576	3,464	3,435	12,214	732	101	37,384	2.49
27	50,361	13,517	11,872	14,820	3,624	3,264	3,265	12,714	793	78	36,777	2.49
28	49,945	13,434	11,850	14,744	3,640	2,947	3,330	13,271	712	91	35,871	2.47

※ 資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」。平成7年の数値は兵庫県を除く。平成28年の数値は熊本県を除く。

※ 「母子(父子)世帯数」の数値は、死別・離別・その他の理由で、現に配偶者のいない65歳未満の女(男)と20歳未満のその子のみで構成している世帯数

母子世帯・父子世帯の世帯数の推移

(単位:世帯)

	平成2年調査	平成7年調査	平成12年調査	平成17年調査	平成22年調査	平成27年調査
母子世帯	551,977	529,631	625,904	749,048	755,972	754,724
父子世帯	101,705	88,081	87,373	92,285	88,689	84,003

※ 国勢調査(各年10月1日現在)による。

※ 「母子(父子)世帯数」の数字は、「未婚、死別又は離別の女(男)親と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる世帯(他の世帯員がいないもの)」の世帯数

所得の種類別一世帯当たり平均所得金額

(単位:万円)

	総所得	稼働所得	公的年金・恩給	財産所得	年金以外の社会保障給付金	仕送り・企業年金・個人年金・その他の所得	世帯人員1人当たり平均所得金額
母子世帯	270.3	213.8	7.6	0.5	42.6	5.8	105.7
児童のいる世帯	707.8	646.9	27.0	9.7	17.4	6.7	173.3
全世帯	545.8	403.7	104.3	18.4	6.3	13.1	212.4
高齢者世帯	308.4	65.0	201.6	22.9	1.9	16.9	197.3

資料:厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」

(注)所得は、平成27年1年間の所得である。(熊本県を除く。)

平成27年における年間就労収入の分布について

(単位: %)

	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間就労収入
母子世帯	22.3 (28.6)	35.8 (35.4)	21.9 (20.5)	10.7 (8.7)	9.2 (6.8)	200万円 (181万円)
父子世帯	8.2 (9.5)	11.7 (12.6)	15.3 (21.5)	24.9 (18.8)	39.9 (37.7)	398万円 (360万円)

資料:厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」

※()内の数値は、平成22年における年間就労収入の分布

母子家庭・父子家庭の現状

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数(推計値)	123. 2万世帯	18. 7万世帯
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 79. 5% 死別 8. 0%	離婚 75. 6% 死別 19. 0%
3 就業状況	81. 8%	85. 4%
うち 正規の職員・従業員	44. 2%	68. 2%
うち 自営業	3. 4%	18. 2%
うち パート・アルバイト等	43. 8%	6. 4%
4 平均年間収入(母又は父自身の収入)	243万円	420万円
5 平均年間就労収入(母又は父自身の就労収入)	200万円	398万円
6 平均年間収入(同居親族を含む世帯全員の収入)	348万円	573万円

資料:厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」

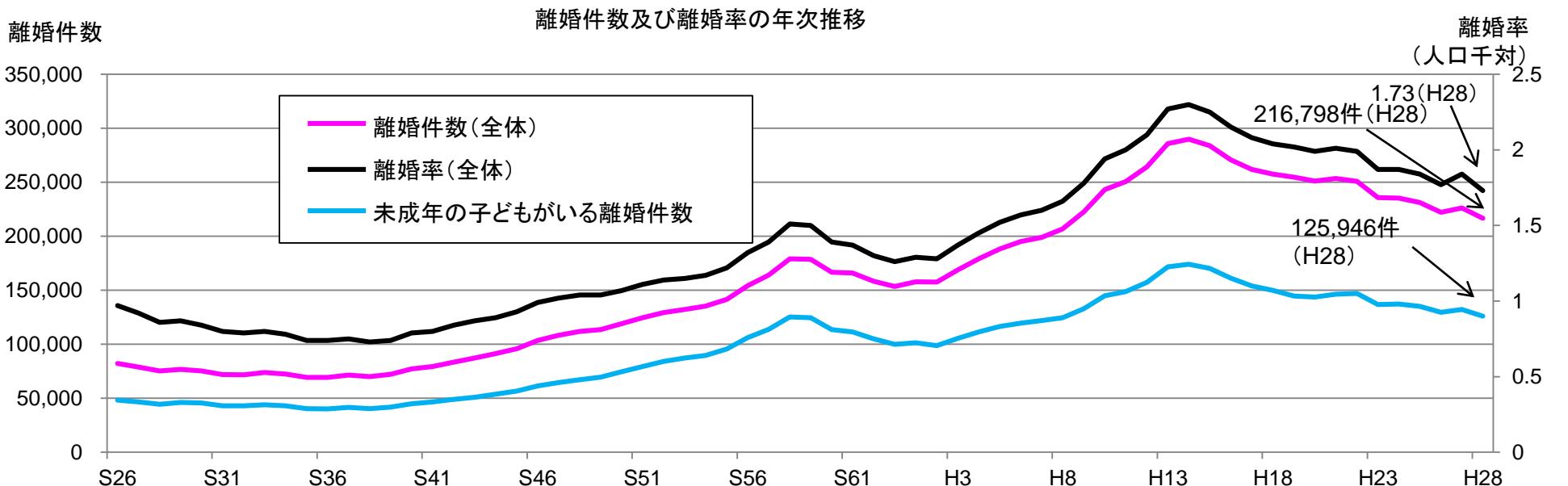
※ 上記は、母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数。

※ 母子のみにより構成される母子世帯数は約75万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約8万世帯。(平成27年国勢調査)

※ 「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成27年の1年間の収入。

母子家庭と父子家庭の現状

- 母子のみにより構成される母子世帯数は約75万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約8万世帯
(平成27年国勢調査)
- 母子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯数は約123万世帯、父子世帯数は約19万世帯
(平成28年度全国ひとり親世帯等調査による推計)
- 児童扶養手当受給者数は約100.6万人(平成28年度末時点、福祉行政報告例)
- 母子世帯になった理由は、離婚が約8割、死別は約1割、父子世帯になった理由は、離婚が約8割、死別が約2割
※昭和58年では母子世帯で離婚約5割、死別約4割、父子世帯で離婚約5割、死別約4割
- 離婚件数は約21万7千件(平成28年人口動態統計(確定数))
従来、増加傾向にあったが、平成15年から概ね減少傾向。
うち、未成年の子どもがいる離婚件数は約12万6千件で、全体の58.1%となっており、傾向も全体と同様。
- 離婚率(人口千対)は1.73。アメリカ(3.1)、イギリス(2.05)、韓国(2.1)
フランス(1.91)、ドイツ(2.05)より低く、イタリア(0.86)よりは高い水準。

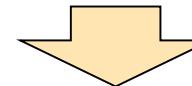
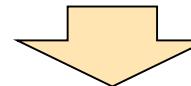
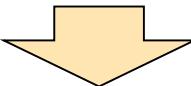
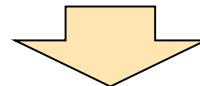


2. 支援施策の体系

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

- 平成14年より「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化し、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。
- 平成24年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立
- 平成26年の法改正(※)により、支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援施策の強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しを実施。(※母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法)
- 平成28年の児童扶養手当法の改正により、第2子、第3子以降加算額の最大倍増を実施。

自立促進計画（地方公共団体が国の方針を踏まえて策定）



子育て・生活支援

- 母子・父子自立支援員による相談支援
- ヘルパー派遣、保育所等の優先入所
- 子どもの生活・学習支援事業等による子どもへの支援
- 母子生活支援施設の機能拡充など

就業支援

- 母子・父子自立支援プログラムの策定やハローワーク等との連携による就業支援の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 能力開発等のための給付金の支給など

養育費確保支援

- 養育費相談支援センター事業の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費相談の推進
- 「養育費の手引き」やリーフレットの配布など

経済的支援

- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
就職のための技能習得や児童の修学など12種類の福祉資金を貸付など

自立促進計画

地域の実情に応じて、計画的に母子家庭等及び寡婦の自立支援施策を実施できるよう、講じようとする施策の基本となるべき事項や、福祉サービスの提供や職業能力の向上の支援などの講すべき具体的な措置に関する事項等母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画を策定する。

※ 平成26年10月1日に「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を「自立促進計画」に改称。

<自立促進計画の策定状況>

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成23年度	46か所 (97.9%)	19か所 (100.0%)	26か所 (63.4%)	176か所 (22.4%)	267か所 (29.9%)
平成24年度	45か所 (95.7%)	20か所 (100.0%)	28か所 (68.3%)	178か所 (22.5%)	271か所 (30.2%)
平成25年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	28か所 (66.7%)	185か所 (23.4%)	280か所 (31.1%)
平成26年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	29か所 (67.4%)	180か所 (22.7%)	276か所 (30.6%)
平成27年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	30か所 (66.6%)	197か所 (24.9%)	294か所 (32.6%)
平成28年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	31か所 (64.6%)	195か所 (24.7%)	293か所 (32.4%)

資料:厚生労働省子ども家庭局調べ

(注)上段の数字はか所数、()は都道府県、市等における実施割合

ひとり親家庭に対する主な就業支援について(平成29年度)

就業相談・職業紹介等

ハローワークにおける職業紹介等

- 就職支援ナビゲーターによる個別支援
- トライアル雇用の活用
- 公的職業訓練の受講あっせん

マザーズハローワーク事業 (194箇所※29年度新設箇所含む。)

- 母子家庭の母等の支援機関への出張相談、託児付きセミナーの開催
- 公的職業訓練の受講あっせん

ハローワークに福祉人材コーナーを設置 (79箇所※29年度新設箇所含む。)

- 福祉分野（介護・医療・保育）について担当者制も活用した職業相談・職業紹介
- 同コーナーを設置していないハローワークにおいても、求人情報の提供や必要に応じて福祉人材コーナーの利用勧奨等を実施。

母子家庭等就業・自立支援センター事業

- 就業相談、職業紹介の実施、就業情報の提供を実施
- 就業準備に関するセミナー等の開催
- 養育費の取得率の向上を図るための特別相談を実施
- 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて職業訓練に参加するひとり親の子どもの託児サービスを提供
- 自営型の在宅就業を希望するひとり親家庭の親が、業務を行なう立場に向けたノウハウを蓄積できるよう、在宅就業コーディネーターによる支援を実施

被保護者就労支援事業

- 被保護者の自立の促進を図ることを目的とし、被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う事業を実施。

被保護者就労準備支援事業

- 就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、一般就労に向けた準備として、就労意欲の喚起や一般就労に從事する準備としての日常生活習慣の改善を、計画的かつ一貫して実施。

母子・父子自立支援プログラム策定事業

- 個々の母子家庭及び父子家庭の状況・ニーズに対応した自立支援プログラムを策定、また、必要に応じてプログラムで策定した目標を達成した後もアフターケアを実施することにより、きめ細やかな自立支援を行う。

職業訓練等

国及び都道府県が行う公共職業訓練

- 託児サービスを付加した訓練コースを実施。
- 訓練受講生のうち、自立支援プログラムの対象者に對し、ビジネスマナーや職業適性検査等の準備講習を付加した訓練コースを実施。
- 母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースを実施。
- 短時間訓練コースやeラーニングコースを実施。

給付金等

職業転換給付金 (訓練手当、職場適応訓練費)

- 母子家庭の母等になって3年以内に安定所に出頭して求職の申込みをし、安定所長の指示により職業訓練を受ける者等に支給

高等職業訓練促進給付金等事業

- 1年以上の養成機関に修業する間の生活費の負担軽減のための給付金を支給
- 支給額
市町村民課税世帯月額：100,000円
〃 課税世帯月額：70,500円
- 支給期間
修学する期間の全期間（上限3年）

高等職業訓練促進資金貸付事業

- 高等職業訓練促進給付金を受給する者に対して、入学準備金（50万円）及び就職準備金（20万円）を貸付。5年間就業を継続した場合、返還免除とする。

自立支援教育訓練給付金事業

- 教育訓練講座修了後に受講費用の60%を支給

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

- 高卒認定試験合格のための講座修了後に受講費用の20%を支給
- 高卒認定試験に合格した場合に受講費用の40%を支給（最大、受講費用の6割を支給（上限15万円））

母子父子寡婦福祉貸付金

- 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立を促進するため、修学資金や生活資金等を貸付け
(平成26年10月1日から父子家庭を対象)

求職者支援制度

- 雇用保険を受給できない方々等に対する職業訓練（求職者支援訓練等）の実施
- 求職者支援訓練において、託児サービスを付加した訓練コースや短時間訓練コースを実施
- 職業訓練期間中の給付【職業訓練受講給付金】
(受講手当10万円、通所手当、寄宿手当) ※一定の支給要件あり

※黒地に白抜きの事項が母子家庭等に係る特別対策

雇用保険給付(被保険者)

基本手当

- 雇止めにより離職した有期労働者等について、受給資格要件の緩和（被保険者期間12月→6月）及び解雇等と同様の手厚い給付を行う
- 倒産、解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、雇用情勢が悪い地域に居住し、かつ、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めた受給資格者に対して、基本手当が60日間延長される。

再就職手当

- 早期に安定した職業に再就職した場合は支給残日数の60%～70%を支給
給付額：基本手当額×支給残日数×60%～70%

教育訓練給付制度

- 一般教育訓練を受講修了した場合に訓練経費の20%を支給
- 専門実践教育訓練を受講した場合に、修了する見込みで受講している方と修了した方に、6か月ごとに訓練経費の40%（平成30年1月から50%）を支給
受講修了し、資格取得等を行い、受講修了日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合等に、訓練経費の20%を追加支給

母子家庭の母等を雇用する事業主に対する支援 (助成金)

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

- 母子家庭の母等又は父子家庭の父をハローワーク等の紹介により雇入れた事業主に対して、賃金相当額の一部を助成

トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

- 母子家庭の母等又は父子家庭の父をハローワーク等の紹介により試行雇用（原則3か月）した事業主に対して月額最大5万円を支給

キャリアアップ助成金

- 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といつてもいる非正規雇用の労働者（正規雇用の労働者以外の無期雇用労働者を含む。）の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成
 - ①正社員化コース
 - ②人材育成コース
 - ③賃金規定等改定コース
 - ④健康診断制度コース
 - ⑤賃金規定等共通化コース
 - ⑥諸手当制度共通化コース
 - ⑦選択的適用拡大導入時処遇改善コース
 - ⑧短時間労働者労働時間延長コース
- ※事業主が母子家庭の母等又は父子家庭の父の有期契約労働者等に対して、①の取組を実施した場合、一定額を支給額に上乗せする

両立支援等助成金

- 仕事と家庭の両立支援を取り組む事業主に対して、両立支援等助成金を支給
 - 事業所内保育施設コース
 - 出生時両立支援コース
 - 介護離職防止支援コース
 - 育児休業等支援コース
 - 再雇用者評価面接コース

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法について

成立日 平成24年9月7日
公布日 平成24年9月14日
施行日 平成25年3月1日

1. 目的

母子家庭の母が置かれている特別の事情

- ・子育てと就業との両立が困難であること
- ・就業に必要な知識及び技能を習得する機会を必ずしも十分に有してこなかったこと 等

父子家庭の父が置かれている特別の事情

- ・子育てと就業との両立が困難であること 等

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別の措置

母子家庭父子家庭の福祉

2. 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実

<国>

母子及び父子並びに寡婦福祉法の基本方針

- ・母子家庭の母及び父子家庭の父の安定した就業を確保するための支援に特別の配慮

<都道府県等>

母子及び父子並びに寡婦福祉法の自立促進計画

- ・基本方針に即し、職業の能力の開発及び向上の支援その他母子家庭の母及び父子家庭の父の安定した就業を確保するための支援に特別の配慮

<国及び地方公共団体>

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっての留意事項

- ① 情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上
- ② 情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保
- ③ ①②に関する業務に従事する人材の養成及び資質の向上

3. 民間事業者に対する協力の要請

<国>

母子家庭の母及び父子家庭の父が置かれている特別の事情に鑑み、民間事業者に対し、母子家庭の母及び父子家庭の父の優先雇用その他の母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るために必要な協力を求めるように努める

<地方公共団体>

国の施策に準じて必要な施策を講ずるように努める

4. 母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力

<国及び独立行政法人等>

母子・父子福祉団体等の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から物品及び役務を調達するよう努めなければならない

<地方公共団体>

国の施策に準じて必要な施策を講ずるように努める



<地方独立行政法人>

設立団体の措置に準じて必要な措置を講ずるように努める

5. 財政上の措置等

国は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るため必要な財政上の措置等を講ずるよう努めなければならない

6. その他

- ・この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する
- ・その他所要の規定の整備を行う

「すくすくサポート・プロジェクト」(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト) (注)

(平成27年12月21日「子どもの貧困対策会議」決定)

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題。
- 児童虐待の相談対応件数は増加の一途。複雑・困難なケースも増加。

平成27年8月28日 ひとり親家庭・多子世帯等自立支援策及び児童虐待防止対策の「施策の方向性」をとりまとめ
→年末を目途に財源確保も含めた政策パッケージを策定

すくすくサポート・プロジェクト

I ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト

- 就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実
- 具体的には、ひとり親家庭が孤立せず支援につながる仕組みを整えつつ、生活、学び、仕事、住まいを支援するとともに、ひとり親家庭を社会全体で応援する仕組みを構築

【主な内容】

- ◇自治体の窓口のワンストップ化の推進
- ◇子どもの居場所づくりや学習支援の充実
- ◇親の資格取得の支援の充実
- ◇児童扶養手当の機能の充実 など

II 児童虐待防止対策強化プロジェクト

- 児童虐待について、発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援まで、一連の対策を更に強化。

【主な内容】

- ◇子育て世代包括支援センターの全国展開
- ◇児童相談所体制強化プラン（仮称）の策定
- ◇里親委託等の家庭的養護の推進
- ◇退所児童等のアフターケア など

平成28年通常国会において、児童扶養手当法改正法及び児童福祉法等改正法が成立。

引き続き、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭の支援策を着実に実施する。

※施策の実施に当たっては、官・民のパートナーシップを構築し民間の創意工夫を積極的に活用。

※行政が未だ実施していない事業を民間投資によって行い、行政がその成果に対する対価を支払うといった手法等の先駆的な取組も幅広く参考。

(注) 「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」の愛称を「すくすくサポート・プロジェクト」と決定（平成28年2月23日）

I ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（課題と対応）

現状・課題

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向
- これらの方の自立のためには、
 - ・支援が必要な方行政のサービスを十分に行き届けること
 - ・複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
 - ・ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
 - ・安定した就労による自立の実現
- 必要。

対応

就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実。

① 支援につながる

- ◆ 自治体窓口のワンストップ化の推進

② 生活を応援

- ◆ 子どもの居場所づくり
- ◆ 児童扶養手当の機能の充実
- ◆ 養育費の確保支援
- ◆ 母子父子寡婦福祉資金の見直し
- ◆ 多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

③ 学びを応援

- ◆ 教育費負担の軽減
- ◆ 子供の学習支援の充実
- ◆ 学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

④ 仕事を応援

- ◆ 就職に有利な資格の取得促進
- ◆ ひとり親家庭の親の就労支援
- ◆ ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進
- ◆ 非正規雇用労働者の育児休業取得促進

⑤ 住まいを応援

- ◆ ひとり親家庭等に対する住居確保の支援

⑥ 社会全体で応援

- ◆ 「子供の未来応援国民運動」の推進
- ◆ 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

○昭和63年から平成28年の30年間で
母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.1倍
(母子世帯84.9万世帯→123.2万世帯、
父子世帯17.3万世帯→18.7万世帯)

○母子世帯の81.8%が就業しており、そ
のうち43.8%はパート、アルバイト等

○母子世帯の平均年間就労収入（母自身の
就労収入）は200万円、平均年間収入
(母自身の収入)は243万円

平成28年通常国会において
児童扶養手当法改正法が成立

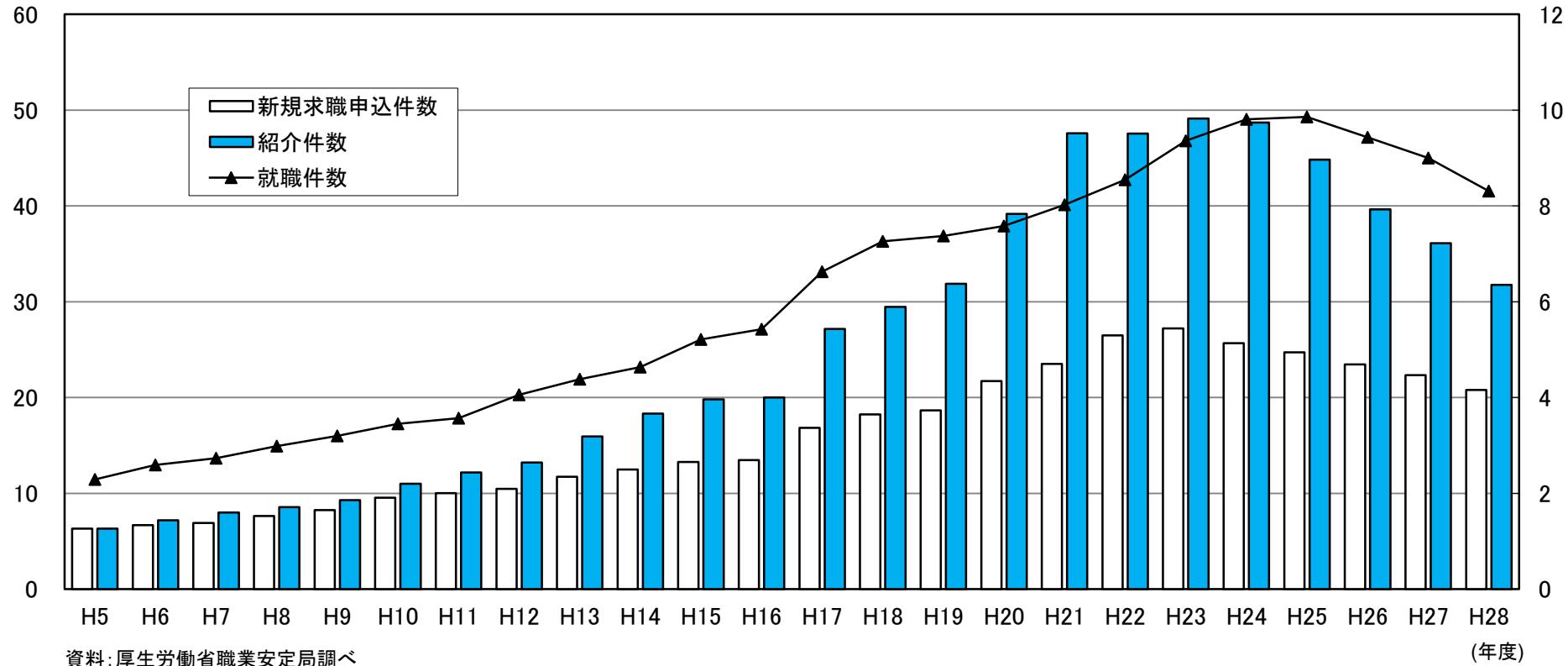
3. 就業支援につながる施策等

(就業相談・就職支援)

ハローワークによる母子家庭の母等の職業紹介状況

新規求職申込・
紹介件数(万件)

就職件数(万件)



資料:厚生労働省職業安定局調べ

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
新規求職申込み件数	264,742件	272,111件	256,719件	247,033件	234,497件	223,195件	207,820件
紹介件数	475,566件	491,240件	487,183件	448,379件	396,341件	361,077件	317,449件
就職件数	85,480件	93,613件	98,077件	98,597件	94,316件	90,018件	83,100件

資料:厚生労働省職業安定局調べ

マザーズハローワーク事業の概要

概要

マザーズハローワーク(平成18年度より設置)

・全国21箇所(札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、渋谷区、荒川区、立川市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、北九州市、熊本市)に設置。

・子育て女性等(※)に対する再就職支援を実施するハローワーク。

※子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

マザーズコーナー(平成19年度より設置)

・マザーズハローワーク未設置地域であって県庁所在地等地域の中核的な都市のハローワークに「マザーズコーナー」(173箇所)を設置。

支援サービスの内容

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供

○ 担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介等

個々の求職者の希望や状況に応じた再就職実現のための計画の策定、担当者制・予約制による職業相談・職業紹介・公的職業訓練のあっせん、再就職に資する各種セミナーの実施等総合的かつ一貫した支援の実施

○ 仕事と子育てが両立しやすい求人の確保等

仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供や、求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓をするとともに、メール配信等により、事業所情報を提供

○ 地方公共団体等との連携による保育サービス関連情報の提供

保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供や、地方公共団体の保育行政との連携による保育サービスの現状等に係る説明会の開催等

○ 子ども連れで来所しやすい環境の整備

- ・ キッズコーナー、ベビーチェアの設置や子ども連れでも職業相談等が行える十分な相談スペースの確保
- ・ 相談中の子どもの安全面へ配慮し、キッズコーナーに安全サポートスタッフを配置

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
新規求職申込み件数	208,103件	209,731件	210,508件	219,085件	220,740件	220,843件
(担当者制による就職支援対象者数)	53,645件	57,470件	62,720件	71,560件	73,918件	76,001件
就職件数	69,137件	69,413件	72,050件	76,119件	75,297件	73,776件

※マザーズハローワーク事業実績

母子家庭等就業・自立支援事業

事業内容

※平成15年度から実施

- 母子家庭の母及び父子家庭の父等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費の取り決めなどに関する専門相談など生活支援サービスを提供する事業。

都道府県・指定都市・中核市

一般市・福祉事務所設置町村

(1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

支援メニュー

就業支援事業

- ・就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施等

就業支援講習会等事業

- ・就業準備等に関するセミナー や、資格等を取得するための就業支援講習会の開催

就業情報提供事業

- ・求人情報の提供
- ・電子メール相談 等

養育費等支援事業

- ・生活支援の実施
- ・養育費相談の実施 等

在宅就業推進事業

- ・在宅就業に関するセミナーの開催や在宅就業コーディネーターによる支援 等

面会交流支援事業

- ・面会交流援助の実施 等

相談関係職員研修支援事業

- ・相談関係職員の資質向上のための研修会の開催や研修受講支援 等

広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業

- ・地域の特性を踏まえた広報啓発活動や支援施策に係るニーズ調査の実施 等

(2) 一般市等就業・自立支援事業

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の8つの支援メニューの中から、地域の実情に応じ適切な支援メニューを選択して実施

※ 面会交流支援事業については、平成28年度から般市等就業・自立支援事業のメニューに追加。

- ・「地域生活支援事業」を「養育費等支援事業」と改称し、弁護士による離婚前を含めた養育費確保のための法律相談などを実施する。（平成28年度から）
- ・「管内自治体・福祉事務所支援事業」を「相談関係職員研修支援事業」と改称。（平成28年度から）

母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	合計
平成15年度	39か所 (83.0%)	8か所 (61.5%)	11か所 (31.4%)	58か所 (61.1%)
平成23年度	47か所 (100.0%)	19か所 (100.0%)	41か所 (100.0%)	107か所 (100.0%)
平成24年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	40か所 (97.6%)	107か所 (99.1%)
平成25年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	41か所 (97.6%)	108か所 (99.1%)
平成26年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	43か所 (100.0%)	110か所 (100.0%)
平成27年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	44か所 (97.8%)	111か所 (99.1%)
平成28年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	45か所 (93.8%)	112か所 (97.4%)

資料:厚生労働省子ども家庭局調べ

(注)上段の数字はか所数、()は都道府県、市における実施割合

就業相談の実施状況(母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー)

母子家庭の母等の就業相談に応じ、家庭の状況、職業能力の適性、職業訓練の必要性等を踏まえ、就業への意欲形成等について助言を行うとともに、求人情報等を提供している。

また、就業に係る巡回相談を行うとともに、地域の企業に対し、母子家庭の母等に対する理解と協力を得つつ、求人を開拓する就業促進活動を行っている。平成21年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施。

相談件数 (延べ数)	総数	就業実績(延べ数)			内訳
		常勤	非常勤・パート	自営業・その他	
平成15年度	14,585件	1,262件	420件	822件	20件
平成23年度	101,575件	6,366件	2,752件	3,440件	174件
平成24年度	99,085件	6,097件	2,573件	3,349件	175件
平成25年度	83,581件	5,575件	2,505件	2,957件	113件
平成26年度	77,568件	5,489件	2,767件	2,536件	186件
平成27年度	79,852件	5,523件	2,897件	2,550件	76件
平成28年度	78,848件	4,951件	2,458件	2,403件	90件

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件として数えている。

資料:厚生労働省子ども家庭局調べ

就業支援講習会の実施状況(母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー)

母子家庭の母等については、就業経験がない者、専業主婦であった期間が長く再就職に不安がある者、転職希望はあるが仕事と家庭の両立に不安を抱えている者、就業に際して必要な技能の習得やよりよい仕事に就くためのキャリアアップを望む者、起業するためのノウハウの習得を望む者など、様々なニーズがあると考えられる。

このような様々なニーズに応じて仕事に結びつく可能性の高い能力や資格を習得するための就業支援講習会を開催している。平成25年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施。

受講者数 (延べ数)	総数	就業実績(延べ数)		
		内訳		
		常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	15,504件	757件	216件	415件
平成23年度	16,421件	1,662件	573件	955件
平成24年度	17,750件	1,710件	682件	965件
平成25年度	21,880件	1,392件	551件	698件
平成26年度	30,400件	1,636件	600件	953件
平成27年度	37,177件	1,714件	707件	903件
平成28年度	32,168件	1,582件	650件	855件

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件として数えている。

資料：厚生労働省子ども家庭局調べ

就業情報提供事業の実施状況(母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー)

就業支援講習会の修了者等の求職活動を支援するため、ハローワーク等の職業紹介機関と連携しつつ、母子家庭等就業支援バンクを開設し、母子家庭の母等の希望する雇用条件等を登録し、希望に応じた求人情報を登録された母子家庭の母等に適宜提供するとともに、インターネット等を活用した情報提供、電子メールによる相談、企業等への雇用を促進するための啓発活動などを行っている。平成21年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施。

情報提供件数 (延べ数)	総数	就業実績(延べ数)			内訳
		常勤	非常勤・パート	自営業・その他	
平成15年度	7,256件	653件	207件	415件	31件
平成23年度	102,976件	4,569件	2,045件	2,453件	71件
平成24年度	110,340件	4,534件	1,952件	2,539件	43件
平成25年度	94,217件	4,338件	2,065件	2,196件	77件
平成26年度	96,484件	4,045件	2,190件	1,807件	48件
平成27年度	102,120件	4,305件	2,395件	1,872件	38件
平成28年度	112,918件	3,496件	1,831件	1,643件	22件

※1名の利用者が就業相談、就業支援講習会、就業情報提供事業を利用して就職した場合は、それぞれ1件として数えている。

資料:厚生労働省子ども家庭局調べ

養育費等支援事業の実施状況(母子家庭等就業・自立支援センターのメニュー)

※平成27年度以前は「母子家庭等地域生活支援事業」として実施。

母子家庭の母等の養育費の確保のため、弁護士による離婚前・離婚後の養育費取得のための取り決めや支払の履行・強制執行に関する法律相談を実施するほか、養育費に関する専門知識を有する相談員による相談や情報提供、母子家庭の母等が養育費の取り決め等のために家庭裁判所等へ訪れる際の同行支援のほか、講習会などを実施する。また、就業支援活動に加えて生活面での支援体制を強化するため、相談指導等の生活支援を継続的に行う。

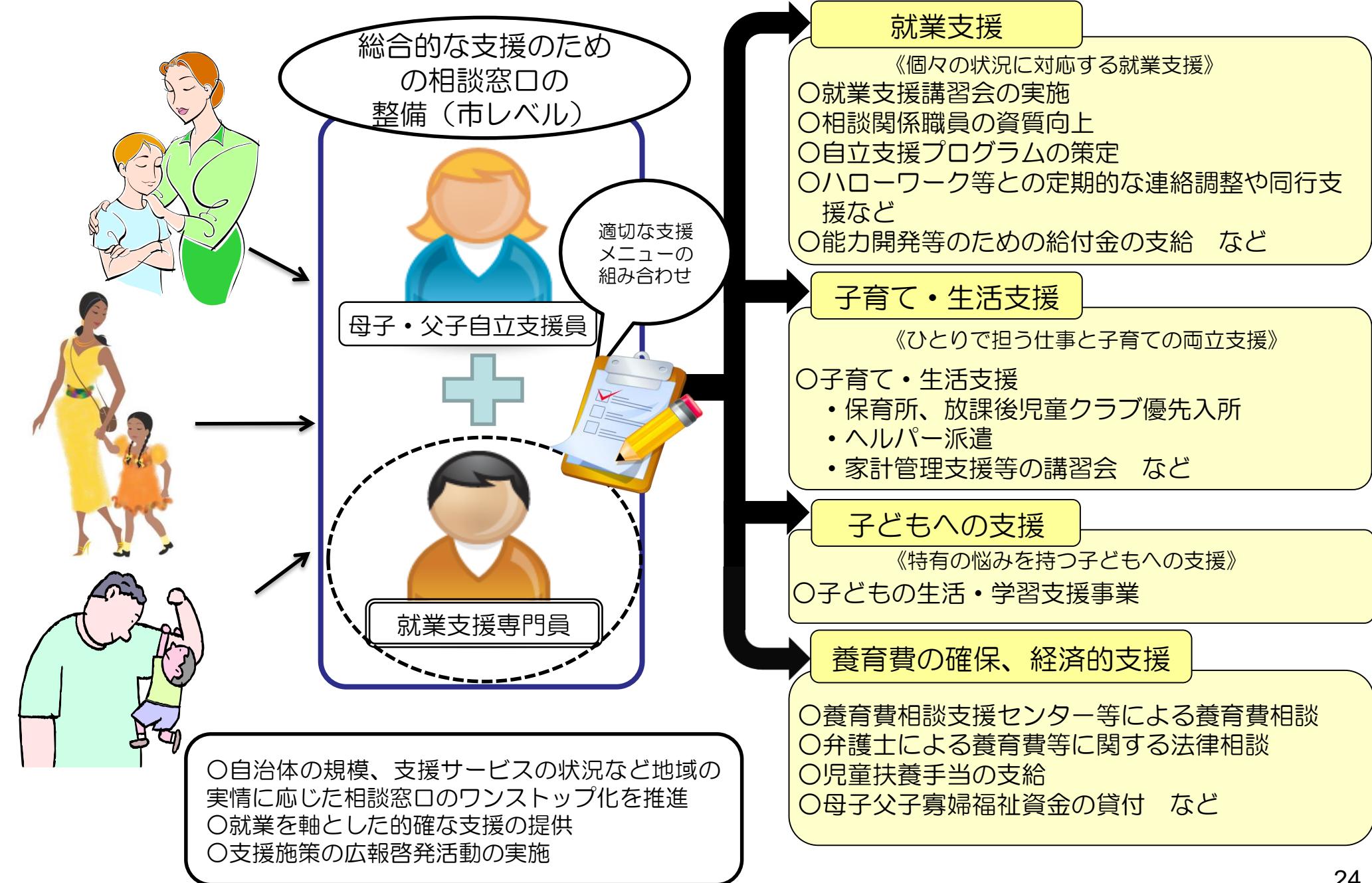
平成28年度より「養育費等支援事業」に名称変更し、弁護士による法律相談等、養育費確保のための支援を強化した。

相談延べ件数 総数	相談内容						その他	
	離婚前の相談	養育費関係 の相談	法律問題		子育て・生活 支援			
			経済的相談	その他				
平成15年度	2,585件	—	577件	678件	746件	263件	321件	
平成23年度	4,481件	1,163件	1,433件	813件	960件	670件	472件	
平成24年度	4,833件	1,444件	1,359件	712件	949件	695件	897件	
平成25年度	4,484件	1,522件	1,303件	711件	808件	1,084件	408件	
平成26年度	3,603件	1,008件	1,150件	753件	844件	918件	372件	
平成27年度	3,837件	1,141件	1,124件	775件	689件	1,001件	434件	
相談延べ件数 総数	相談内容						家庭裁判所等 への同行支援 及び書類作成 支援	
	離婚・親権	養育費の取り 決め方法	面会交流	支払の履行・ 強制執行	その他			
平成28年度	5,716件	1,431件	2,338件	613件	498件	2,594件	62件	

※同一の者が、一度に複数の内容について相談を行った場合は、相談延べ件数総数欄に1件、該当するそれぞれの区分に1件を計上している。

資料:厚生労働省子ども家庭局調べ

ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業



母子・父子自立支援員の配置

母子・父子自立支援員は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の抱えている問題を把握し、その解決に必要な助言及び情報提供を行うなど、自立に向けた総合的支援を行う者である。

※ 平成26年10月1日に「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改称。

母子・父子自立支援員の配置状況

	母子・父子自立支援員		
	常勤	非常勤	計
平成15年度	381名	962名	1,343名
平成23年度	419名	1,182名	1,601名
平成24年度	422名	1,200名	1,622名
平成25年度	427名	1,217名	1,644名
平成26年度	416名	1,248名	1,664名
平成27年度	466名	1,244名	1,710名
平成28年度	473名	1,215名	1,688名

平成28年度相談件数

資料:厚生労働省子ども家庭局調べ(注)各年度末現在。

	生活一般	再掲			児童	経済的支援・生活援護	再掲		その他	合計
		うち就労	うち配偶者等の暴力	うち養育費			うち福祉資金	うち児童扶養手当		
母子・寡婦	件数	195,327	70,531	13,508	7,736	69,520	441,498	258,171	123,716	21,171 727,516
	割合	26.8%	9.7%	1.9%	1.1%	9.6%	60.7%	35.5%	17.0%	2.9% 100.0%
父子	件数	4,896	1,147	111	213	3,387	10,135	4,368	3,897	319 18,737
	割合	26.1%	6.1%	0.6%	1.1%	18.1%	54.1%	23.3%	20.8%	1.7% 100.0%
合計	件数	200,223	71,678	13,619	7,949	72,907	451,633	262,539	127,613	21,490 746,253
	割合	26.8%	9.6%	1.8%	1.1%	9.8%	60.5%	35.2%	17.1%	2.9% 100.0%

就業支援専門員の配置

地方自治体の相談窓口に母子・父子自立支援員に加え、就業支援専門員を配置することにより、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員のその他の専門性を高めることにより、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的な相談支援を実施する。

平成26年度より、都道府県、市、福祉事務所設置町村を実施主体として実施しており、平成28年度は全国27自治体で実施した。

就業支援専門員の配置状況

	就業支援専門員
	計
平成26年度	22名
平成27年度	36名
平成28年度	52名

資料：厚生労働省子ども家庭局調べ(注)各年度末現在。

相談実績

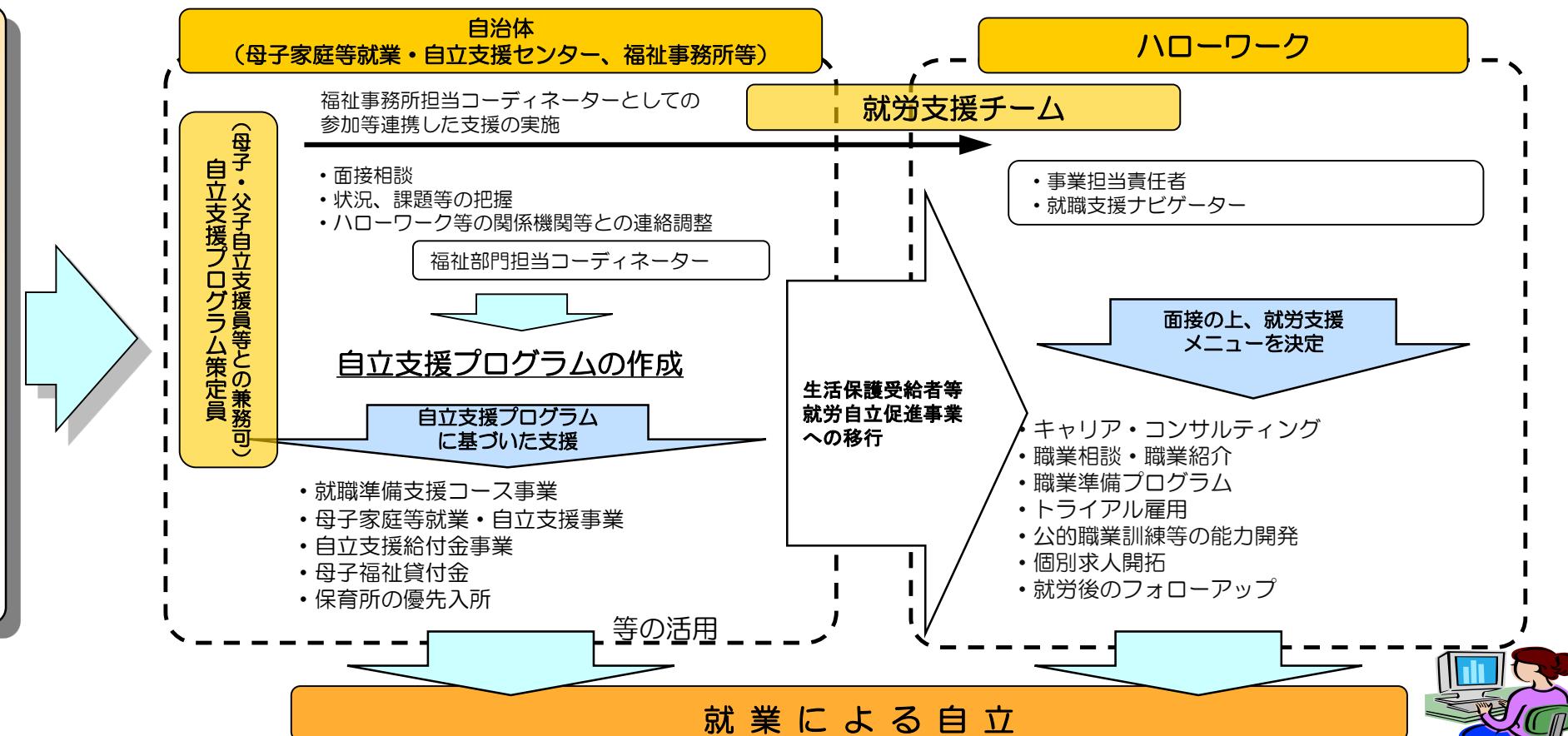
	就業相談員の 相談件数 (延べ数)
平成26年度	4,580件
平成27年度	8,456件
平成28年度	12,553件

資料：厚生労働省子ども家庭局調べ

母子・父子自立支援プログラム策定事業

福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者等に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、自立促進を図る母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施している。

また、母子・父子自立支援プログラムの一環としてハローワークに就労支援ナビゲーター等を配置し、ハローワークと福祉事務所等とが連携して個々の児童扶養手当受給者等の状況、ニーズ等の応じたきめ細かな就労支援を行う「生活保護受給者等就労自立促進」支援事業を実施している。



母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成18年度	27か所(57.4%)	12か所(80.0%)	14か所(37.8%)	152か所(20.0%)	205か所(23.8%)
平成23年度	43か所(91.5%)	19か所(100.0%)	39か所(95.1%)	432か所(55.0%)	533か所(59.8%)
平成24年度	40か所(85.1%)	20か所(100.0%)	38か所(92.7%)	463か所(58.6%)	561か所(62.5%)
平成25年度	41か所(87.2%)	20か所(100.0%)	39か所(92.9%)	465か所(58.7%)	565か所(62.7%)
平成26年度	41か所(87.2%)	20か所(100.0%)	36か所(83.7%)	504か所(63.6%)	601か所(66.6%)
平成27年度	42か所(89.4%)	20か所(100.0%)	36か所(80.0%)	503か所(63.6%)	601か所(66.6%)
平成28年度	42か所(89.4%)	20か所(100.0%)	41か所(85.4%)	476か所(60.3%)	579か所(64.0%)

資料:厚生労働省子ども家庭局調べ

(注1)数字はか所数、()内は都道府県、市における実施割合。

(注2)「一般市等」とは、市(指定都市及び中核市を除く。)、特別区及び福祉事務所設置町村のことである(以下同じ)。

母子・父子自立支援プログラム策定事業の実績

	自立支援計画書 策定件数	就業実績(延べ数)			
		総数	内訳		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成23年度	7,179件	4,441件	1,714件	2,151件	576件
平成24年度	7,590件	4,462件	1,820件	2,350件	292件
平成25年度	7,175件	4,437件	1,806件	2,269件	362件
平成26年度	7,104件	4,250件	1,864件	2,112件	274件
平成27年度	7,179件	4,127件	1,923件	1,992件	212件
平成28年度	6,970件	3,658件	1,619件	1,854件	185件

資料:厚生労働省子ども家庭局調べ

生活保護受給者等就労自立促進事業の実施状況

	①支援対象者		②就職件数		③就職率 (②／①)	
	全体	うち児童扶養手当受給者	全体	うち児童扶養手当受給者	全体	うち児童扶養手当受給者
平成23年度	45, 016	9, 717	24, 522	6, 168	54. 5%	63. 5%
平成24年度	63, 658	15, 591	39, 627	10, 983	62. 2%	70. 4%
平成25年度	88, 576	22, 624	54, 244	14, 705	61. 2%	65. 0%
平成26年度	108,910	29, 575	69, 538	19, 727	63. 8%	66. 7%
平成27年度	121, 324	34, 469	79, 906	23, 515	65. 9%	68. 2%
平成28年度	123, 400	35, 443	81, 885	23, 800	66. 4%	67. 2%

資料:厚生労働省職業安定局調べ

※平成23、24年度は「福祉から就労」支援事業の実績である。

4. 就業支援に関する施策等

(職業訓練)

職業訓練メニュー

(平成29年度)

母子家庭の母等

訓練受講を支援する施策

働いているひと

雇用保険加入者

雇用保険非加入者

(週20時間未満の短時間労働者など)

働いていないひと

雇用保険受給資格者(離職者など)

雇用保険受給資格者以外

(専業主婦だった者など)

教育訓練給付金

厚生労働大臣が指定する講座を受講し、修了等した場合、受講費用の最大60%(平成30年1月から最大70%)を支給(上限年間48万円(平成30年1月から最大56万円))※働いていないひとも含む

自立支援教育訓練給付金

地方公共団体指定の講座修了後に受講費用の60%を支給(上限20万円)
※働いていないひとも含む

雇用保険の基本手当

公共職業訓練等の全期間中支給
日額:1,976~8,025円
※平成29年8月1日以降の適用額

訓練手当(職業転換給付金)

職業訓練の全期間中支給
日額:3,530~4,310円
※他に通所手当等あり。

職業訓練受講給付金

求職者支援訓練等の受講期間中の受講手当(月10万円)と通所手当(通所経路に応じた所定額)を支給
※一定の要件あり。

母子家庭の母等の特別対策

高等職業訓練促進給付金

1年以上養成機関で修学する場合に、修業期間の全期間(上限3年)について生活費を支給。
月額:100,000円
(市町村民税非課税世帯の場合)

<対象資格>
都道府県等の長が地域の実情に応じて定めるもの
(例)看護師、理学療法士、作業療法士 等

母子父子寡婦福祉貸付金

無利子で貸付(保証人有り)

生活資金:
月額:141,000円
貸付期間:5年以内
償還期限:20年以内

技能修得資金:
月額68,000円
貸付期間:5年以内
償還期限:20年以内

公共職業訓練の実施

母子家庭の母等の職業能力を開発し、就職を支援するため、訓練の受講を希望し、本人の職業能力・求職条件等から受講の必要性が高い者に対し無料の公共職業訓練の受講をあっせんしている。

なお、雇用保険受給資格者以外の母子家庭の母等が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合には、雇用対策法に基づき、訓練手当が支給される。

雇用対策法に基づく訓練手当の支給人数

(雇用保険受給資格者以外の母子家庭の母等が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
受給件数	677件	675件	652件	618件	582件	452件

自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母及び父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援し、自立を促進するため、雇用保険の教育訓練給付の受給資格のない母子家庭の母及び父子家庭の父が、教育訓練講座を受講し、修了した場合に、その経費の一部（受講料の6割相当額（12千円を超える場合。上限20万円））を支給する自立支援教育訓練給付事業を実施している。（平成28年度）

平成15年度から母子家庭の母を対象に事業を開始し、平成25年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施している。

実施主体は、地方公共団体（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）であり、対象となる教育訓練講座は、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座に加え、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることになっている。

自立支援教育訓練給付金事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	35か所(74.5%)	1か所(7.7%)	6か所(17.1%)	116か所(17.6%)	158か所(21.0%)
平成23年度	47か所(100.0%)	19か所(100.0%)	41か所(100.0%)	696か所(88.7%)	803か所(90.0%)
平成24年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	41か所(100.0%)	715か所(90.5%)	823か所(91.6%)
平成25年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	42か所(100.0%)	732か所(92.4%)	841か所(93.3%)
平成26年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	43か所(100.0%)	738か所(93.1%)	848か所(93.9%)
平成27年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	45か所(100.0%)	737か所(93.2%)	849か所(94.0%)
平成28年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	48か所(100.0%)	737か所(93.4%)	852か所(94.2%)

資料：厚生労働省子ども家庭局調べ

(注)数字はか所数、()内は、都道府県、市等における実施割合。

自立支援教育訓練給付金事業の実績

<支給実績等>

	事前相談件数	受講開始件数	支給件数
平成15年度	1,569件	483件	186件
平成23年度	3,613件	1,571件	1,159件
平成24年度	3,922件	1,828件	1,234件
平成25年度	3,068件	1,253件	1,004件
平成26年度	2,660件	928件	647件
平成27年度	2,970件	936件	641件
平成28年度	3,352件	1,196件	816件

<就業実績>

	総数	常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	89件	27件	57件	5件
平成23年度	682件	242件	416件	24件
平成24年度	880件	280件	568件	32件
平成25年度	675件	215件	430件	30件
平成26年度	488件	186件	281件	21件
平成27年度	513件	189件	313件	11件
平成28年度	637件	244件	366件	27件

資料:厚生労働省子ども家庭局調べ

高等職業訓練促進給付金等事業

経済的な自立に効果的な資格の取得により、母子家庭の母及び父子家庭の父が、児童扶養手当から早期脱却することを支援するため、養成機関で1年以上修学する場合に、高等職業訓練促進給付金を支給する事業を実施している。（平成28年度）

平成15年度から母子家庭の母を対象に事業を開始し、平成25年度からは、事業の対象に父子家庭を追加して実施している。

実施主体は、都道府県、市、福祉事務所設置町村であり、対象となる資格については、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることになっている。

高等職業訓練促進給付金等事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	29か所(61.7%)	1か所(7.7%)	6か所(17.1%)	91か所(13.8%)	127か所(16.9%)
平成23年度	47か所(100.0%)	19か所(100.0%)	40か所(97.6%)	700か所(89.2%)	806か所(90.4%)
平成24年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	41か所(100.0%)	711か所(90.0%)	819か所(91.2%)
平成25年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	42か所(100.0%)	727か所(91.8%)	836か所(92.8%)
平成26年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	43か所(100.0%)	741か所(93.4%)	851か所(94.2%)
平成27年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	45か所(100.0%)	744か所(94.1%)	856か所(94.8%)
平成28年度	47か所(100.0%)	20か所(100.0%)	48か所(100.0%)	752か所(95.3%)	867か所(95.9%)

資料:厚生労働省子ども家庭局調べ

(注)数字はか所数、()内は、都道府県、市等における実施割合。

高等職業訓練促進給付金等事業の実績

<支給実績等>

	総支給件数	資格取得者件数
平成23年度	10,287件	3,016件
平成24年度	9,582件	3,821件
平成25年度	7,875件	3,212件
平成26年度	6,961件	2,804件
平成27年度	5,768件	2,256件
平成28年度	7,110件	2,475件

<就業実績>

	総数	常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	128件	112件	13件	3件
平成23年度	2,442件	2,129件	280件	33件
平成24年度	3,079件	2,739件	303件	37件
平成25年度	2,631件	2,369件	253件	9件
平成26年度	2,217件	2,003件	201件	13件
平成27年度	1,785件	1,561件	219件	5件
平成28年度	1,920件	1,749件	158件	13件

資料:厚生労働省子ども家庭局調べ

高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の自立の促進を図るため、高等職業訓練促進資金（入学準備金50万円、就職準備金20万円）を貸し付ける事業を実施している。（H27年度補正）

＜貸付実績＞

	入学準備金 貸付件数	就職準備金 貸付件数
平成28年度	787件	362件

資料：厚生労働省子ども家庭局調べ （注）平成28年度の実績に平成27年度分含む。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じているため、高等学校を卒業していない（中退を含む。）ひとり親家庭の親や子どもが、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、受講修了時給付金（受講費用の2割相当額（4千円を超える場合。上限10万円））及び合格時給付金（受講費用の4割相当額（上限は受講修了時給付金と合算し15万円））を支給するひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施している。（平成28年度）

平成27年度から事業を開始し、実施主体は地方公共団体（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）であり、対象となる講座は、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座とし、実施主体が適当と認めたものとしている。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成27年度	20か所(42.6%)	6か所(30.0%)	4か所(8.9%)	51か所(6.4%)	81か所(9.0%)
平成28年度	33か所(70.2%)	17か所(85.0%)	28か所(58.3%)	126か所(16.0%)	204か所(22.6%)

資料：厚生労働省子ども家庭局調べ （注）数字はか所数、（ ）内は、都道府県、市等における実施割合。

＜支給実績等＞

	事前相談	支給件数
平成27年度	81件	6件
平成28年度	164件	28件

5. 就業支援に関する施策等

(雇用・就業機会の増大)

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

母子家庭の母等及び父子家庭の父の就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金を支給している。

支給額(平成28年度)

対象労働者(一般被保険者)	助成金		助成期間
	中小企業	中小企業以外	
①母子家庭の母等及び父子家庭の父 (短時間労働者除く)	60万円	50万円	1年
②母子家庭の母等及び父子家庭の父 (短時間労働者)	40万円	30万円	1年

※平成28年5月1日以降雇入れ

支給実績

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
支給件数	29,540件	31,509件	35,271件	37,068件	33,627件	30,951件
支給額	109億円	116億円	129億円	137億円	123億円	89.6億円

トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

母子家庭の母等及び父子家庭の父は、子育てとの両立のため求職活動が制限されてしまうこと、未就職期間が長いため、就労能力への不安を有すること等により就職が困難な状況にある。このため、母子家庭の母等及び父子家庭の父がその家庭環境、適性・能力にふさわしい職業につくことができるよう、国は、求人者と求職者とが相互に理解を深めるためのトライアル雇用制度（月額最大5万円（最長3か月間）を事業主に支給）を母子家庭の母等及び父子家庭の父に対しても実施し、早期就職の促進を図っている。

トライアル雇用開始人数(母子家庭の母等及び父子家庭の父)

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
145人	43人	40人	44人	117人	180人

※平成25年度までは、生活保護受給者に係る実績を含む。

たばこ事業法の許可基準の特例

製造たばこの小売販売業の許可に当たっては、母子及び父子並びに寡婦福祉法第26条及び第34条に基づき、同法第6条第4項に規定する寡婦若しくは同条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに該当する者については、許可基準の特例として、大蔵省告示（平成10年大蔵省告示第74号）2（1）に基づいて、同告示1の距離基準を緩和した距離（距離基準に100分の80を乗じて得た距離）を適用しているところであり、平成28年度において、本特例を適用して7件の新規許可を行った。

通常の距離基準(平成10年大蔵省告示第74号)

(単位:メートル)

	繁華街(A)	繁華街(B)	市街地	住宅地(A)	住宅地(B)
指定都市	25	50	100	200	300
市制施行地	50	100	150	200	300
町村制施行地	—	—	150	200	300

(注)母子及び寡婦に対する特例は上記距離に100分の80を乗じた距離を適用する。

母子及び寡婦に対する特例を適用した新規許可状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
許可件数	7件	12件	16件	5件	10件	7件

母子・父子福祉団体等への事業発注の推進

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業機会の増大を図るために、母子・父子福祉団体等ひとり親家庭の福祉の増進を主たる目的とする団体の受注機会を増大させることも有効である。

このため、国においても、地方公共団体に対し、全国会議等を通じて、母子・父子福祉団体等の事業受注の機会の増大が図られるよう、周知を図っている。

特に、地域において自立支援の中核となる「母子家庭等就業・自立支援センター」については、母子・父子福祉団体に運営委託される例が多く、平成28年度には79地方公共団体において委託されている。

また、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大を図るために、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から物品及び役務を調達するよう努めることとしている。

○母子家庭等就業・自立支援センター事業について母子・父子福祉団体へ運営委託を行っている自治体数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
自治体数	82	80	79	79	77	79

○母子・父子福祉団体等からの物品及び役務の調達状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
国	件数	94	145	116	178
	金額(千円)	3,495	2,227	2,539	9,535
地方 公共 団体	件数	750	648	758	409
	金額(千円)	1,910,434	1,954,137	1,808,863	2,095,638

(注)平成25年度より調査。国には、独立行政法人又は特殊法人を含み、地方公共団体には、地方独立行政法人を含む。

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援を図る優良企業等の表彰

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を推進するためには、母子家庭の母・父子家庭の父を雇用する企業側にも働きかけ、母子家庭の母及び父子家庭の父が働きやすい環境整備等の取組を促進することが有効である。

このため、平成18（2006）年度に、母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等の表彰制度を創設し（平成24年度より父子家庭の父の就業支援を図る企業も対象）、母子家庭の母・父子家庭の父を相当数雇用している企業、母子福祉団体等に事業を発注している企業など母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等を年1回表彰しており、平成28（2016）年度には母子家庭の母等の就業支援に積極的に取り組んでいる1社を表彰した。

【平成28年度表彰企業】

株式会社ヨシケイ石川（石川県金沢市）

【厚生労働省ホームページより】

ホームページアドレス：<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000155542.html>

行政機関等における母子家庭の母等の雇用促進の取組

平成15年10月に厚生労働省内の母子家庭雇用促進チームによって取りまとめられた「母子家庭の雇用促進に向けた当面の取組」や、平成16年3月に母子家庭の母の就業支援に関する関係省庁連絡課長会議において申し合わされた「国の機関の非常勤職員を公募する場合に、その求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに公益法人等に職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供することを要請するなど、母子家庭の母の就業の促進に配慮する」旨の内容に基づき、様々な機会を捉えて、国においては、国の機関の非常勤職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに、公益法人、社会福祉施設等の関係団体や地方公共団体に対し、非常勤職員等の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するよう要請している。

また、平成25年3月の母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行に伴い、国の各機関に対し、非常勤職員の雇い入れの際には、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターへ提供すること等を改めて要請している。

こうした取組みにより、平成28年度において、母子家庭等就業・自立支援センターの情報提供を通じて、国の機関には44名（1日の勤務時間が8時間で週5日勤務している者は17名、それに満たない時間数・日数で勤務している者は27名）が採用されており、地方公共団体及び関係団体には367名（1日の勤務時間が8時間で週5日勤務している者は186名、それに満たない時間数・日数で勤務している者は181名）が採用されている。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
国の機関	63名	45名	33名	28名	33名	44名
1日8時間週5日勤務	25名	12名	19名	10名	19名	17名
上記に満たない者	38名	33名	14名	18名	14名	27名
地方公共団体及び関係団体	498名	430名	416名	308名	361名	367名
1日8時間週5日勤務	192名	131名	166名	131名	176名	186名
上記に満たない者	306名	299名	250名	177名	185名	181名

6. 生活支援に関する施策

ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭及び寡婦が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において子どもの世話等を行うひとり親家庭等日常生活支援事業を実施している。

なお、平成28年度からは、未就学児のいるひとり親家庭について、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる等の場合の定期的な利用を可能としている。

○実施状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
指定都市	18か所 (94.7%)	19か所 (95.0%)	19か所 (95.0%)	19か所 (95.0%)	20か所 (100%)	19か所 (95.0%)
中核市	25か所 (61.0%)	23か所 (56.1%)	24か所 (57.1%)	24か所 (55.8%)	25か所 (55.6%)	29か所 (60.4%)
一般市・町村	928か所 (55.0%)	926か所 (55.5%)	908か所 (54.0%)	910か所 (54.2%)	876か所 (52.3%)	868か所 (51.9%)
合計	971か所 (55.6%)	968か所 (55.4%)	951か所 (54.6%)	953か所 (54.7%)	921か所 (52.9%)	916か所 (52.6%)

○ 実績

	平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
区分	母子家庭 ・ 寡婦	父子家庭	合計															
実件数	4,511 件	316 件	4,827 件	4,102 件	353 件	4,455 件	4,195 件	413 件	4,608 件	3,673 件	469 件	4,142 件	3,100 件	415 件	3,515 件	3,241 件	321 件	3,562 件
延べ 件数	37,141 件	7,832 件	44,973 件	43,603 件	8,247 件	51,850 件	45,404 件	8,198 件	53,602 件	36,899 件	7,264 件	44,163 件	27,946 件	5,943 件	33,889 件	30,221 件	6,620 件	36,841 件

子育て短期支援事業

保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、その子どもを児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業を実施している。

（1）短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や仕事等の事由により子どもの養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設等で一定期間（原則7日以内：必要に応じて延長可）子どもを預かる事業。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実施か所数	651か所	671か所	678か所	711か所	745か所	764か所

※ 母子家庭以外の利用者も利用可能

※ 平成28年度変更交付決定ベース。その他の年度は実績値。

（2）夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において子どもを養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その子どもを児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実施か所数	354か所	358か所	364か所	370か所	381か所	386か所

※ 母子家庭以外の利用者も利用可能

※ 平成28年度変更交付決定ベース。その他の年度は実績値。

ひとり親家庭等生活向上事業

ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理、子どものしつけ・育児又は自身や子どもの健康管理など様々な面において困難に直面することとなる。

また、ひとり親家庭の親の中には高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じている。このため、生活に関する悩み相談、家計管理・育児等に関する専門家による講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験合格のための学習支援等を行うひとり親家庭等生活向上事業を実施している。

※ 平成28年度より、従来の「ひとり親家庭等相談事業」、「生活講習会等事業」及び「ひとり親家庭情報交換事業」等を再編し、「ひとり親家庭等生活支援事業」を実施している。

また、「児童訪問援助事業（ホームフレンド事業）」及び「学習支援ボランティア事業」を再編し、「子どもの生活・学習支援事業」を実施している。

1. ひとり親家庭等生活支援事業

① 相談支援事業

育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援施策の情報提供等を実施する。

② 家計管理・生活支援講習会等事業

家計管理、子どものしつけ・育児や養育費の取得手続き等に関する講習会の開催等を実施する。

③ 学習支援事業

高等学校卒業程度認定試験の合格等のためにひとり親家庭の親に対して学習支援を実施する。

④ 情報交換事業

ひとり親家庭が互いの悩みを打ち明けたり相談しあう場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を実施する。

2. 子どもの生活・学習支援事業

ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行う子どもの生活・学習支援事業を実施する。

ひとり親家庭等生活向上事業の実施状況

	指定都市	中核市	一般市・町村	合計
平成23年度	13か所 (68.4%)	14か所 (34.1%)	765か所 (45.3%)	792か所 (45.3%)
平成24年度	15か所 (75.0%)	11か所 (26.8%)	787か所 (47.2%)	813か所 (46.5%)
平成25年度	16か所 (80.0%)	14か所 (33.3%)	789か所 (47.0%)	819か所 (47.0%)
平成26年度	19か所 (95.0%)	15か所 (34.9%)	784か所 (46.7%)	818か所 (47.0%)
平成27年度	18か所 (90.0%)	18か所 (40.0%)	795か所 (47.4%)	831か所 (47.7%)
平成28年度	19か所 (95.0%)	23か所 (47.9%)	810か所 (48.4%)	852か所 (48.9%)

ひとり親家庭等生活向上事業の実績

		平成28年度		
		母子	父子	合計
1. ひとり親家庭等生活支援事業	①相談支援事業 (相談延べ件数)	23,948件	957件	24,905件
	②家計管理・生活支援 講習会等事業 (受講延べ件数)	11,911件	45件	11,956件
	③学習支援事業 (利用延べ件数)	0件	0件	0件
	④情報交換事業 (開催数)	396回		
2. 子どもの生活・学習支援事業 (利用延べ人数)		148,425人		

(参考)平成27年度以前のひとり親家庭等生活向上事業の実績

	平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	母子	父子	合計	母子	父子	合計									
ひとり親家庭等相談支援事業	11,548件	142件	11,690件	11,718件	159件	11,877件	15,956件	213件	16,169件	18,875件	640件	19,515件	22,690件	851件	23,541件
生活支援講習会等事業	19,278件	61件	19,339件	17,271件	62件	17,333件	14,372件	85件	14,457件	13,437件	82件	13,519件	12,685件	238件	12,923件
児童訪問援助事業	821件	79件	900件	676件	96件	772件	1,058件	143件	1,201件	932件	176件	1,108件	488件	116件	604件
学習支援ボランティア事業	—	—	—	638件	0件	638件	11,912件	545件	12,457件	32,730件	903件	33,633件	47,092件	2,257件	49,349件
ひとり親家庭情報交換事業	495回			435回			430回			346回			366回		

平成24年度より学習支援ボランティア事業を実施

各実績は延べ件数を記載

資料:厚生労働省子ども家庭局調べ

母子世帯等の住居の状況

母子世帯等の住居の状況

	総数	持ち家	借家等					不詳
			公営住宅	公社・公団住宅	賃貸住宅	同居	その他	
母子世帯	2,060 (100.0%)	720 (35.0%)	270 (13.1%)	48 (2.3%)	681 (33.1%)	272 (13.2%)	56 (2.7%)	13 (0.6%)
父子世帯	405 (100.0%)	276 (68.1%)	30 (7.4%)	1 (0.2%)	46 (11.4%)	42 (10.4%)	8 (2.0%)	2 (0.5%)

資料:厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」

※全国ひとり親世帯等調査は抽出調査であるため、世帯数は集計客体における該当世帯数。

(参考)普通世帯の住居の状況

(単位:千世帯)

普通世帯 (a+b+c)	主世帯 (a) 1)	持ち家	借家総数				同居世帯 (b)	住宅以外 の建物に 居住 (c)
			公営住宅	都市再生機構・ 公社の借家	民営借家	給与住宅		
52,298.1 (100.0%)	52,102.2 (99.6%)	32,165.8 (61.7%)	1,958.6 (3.8%)	855.5 (1.6%)	14,582.5 (28.0%)	1,122.3 (2.2%)	177.6 (0.3%)	18.3 (0.1%)

普通世帯:住居と生計をともにしている家族などの世帯。

主世帯:1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合はそのうちの主な世帯を「主世帯」とし、他の世帯を「同居世帯」とした。

1)住宅の所有の関係「不詳」を含む。

出典:総務省統計局「住宅・土地統計調査」(平成25年)より家庭福祉課作成

住居の安定確保

住宅は生活の重要な基盤であり、母子家庭等が、安心して子育てと就業又は就業のための訓練との両立が可能となるよう、居住の安定確保を図り、生活面での支援体制を整備することが重要である。このため以下の措置を実施している。

(1)公営住宅

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、その居住の安定を図ることを目的とするものであるが、母子家庭等については、公営住宅への入居者の選考に際し、住宅に困窮する低額所得者の中でも特に住宅困窮度が高い世帯として、事業主体である地方公共団体の判断により、抽選による当選率を一般の入居希望者より有利に取り扱う等の優先入居の取扱いを行うこととなっている。

また、入居者の収入の算定にあたっては、非婚の母又は父についても、寡婦(寡夫)控除の対象としているところ。

(2)都市機構賃貸住宅

都市再生機構が管理するUR賃貸住宅においては、子育て世帯(現に同居する満20歳未満の子(「子」には孫、甥、姪等の親族を含む)を扶養している方又は妊娠している方を含む世帯)等に対し、新規募集(抽選)における倍率優遇を設定している。

また、一定の要件を満たす子育て世帯等と、これを支援する直系血族等又は現に扶養義務を負っている3親等内の親族を含む世帯が、機構が指定するUR賃貸住宅又はエリアにおいて近居する場合に、新たにUR賃貸住宅に入居する世帯の家賃を最大5年間20%(上限4万円)減額する近居割の措置、国の地域優良賃貸住宅制度を活用して、一定の要件を満たす子育て世帯等に対して、家賃を最大9年間20% (上限2.5万円)減額する措置を行う住宅等を供給している。

(3)民間賃貸住宅

国においては、地方公共団体・不動産関係団体・居住支援団体等が構成する居住支援協議会による、子育て世帯等の民間賃貸住宅への入居の円滑化のための取組みを支援している。

また、入居に際して連帯保証人を確保することが困難である場合であっても、居住支援協議会等による民間事業者の家賃債務保証サービスの情報提供や一般財団法人高齢者住宅財団による子育て世帯向けの家賃債務保証が実施されているところである。

母子生活支援施設

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設である。

施設数及び入所世帯数

	平成15年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
施設数	287施設	265施設	269施設	256施設	250施設	248施設	238施設	234施設
入所世帯数	4,366世帯	3,808世帯	4,218世帯	3,861世帯	3,975世帯	3,844世帯	3,954世帯	3,820世帯

(注) 平成22年度末は東日本大震災の影響により福島県(郡山市及びいわき市以外)を除いて集計した値である。

資料:厚生労働省「福祉行政報告例」(各年度末)

母子生活支援施設の入所理由別入所状況

(単位:世帯)

入所理由	総数	夫等の暴力	住宅事情	経済的理由	入所前の家庭内環境の不適切	母親の心身の不安定	その他
平成15年度	2,552 (100.0%)	1,106 (43.3%)	511 (20.0%)	539 (21.1%)	210 (8.2%)	82 (3.2%)	104 (4.1%)
平成22年度	2,353 (100.0%)	1,263 (53.7%)	454 (19.3%)	347 (14.7%)	159 (6.8%)	79 (3.4%)	51 (2.1%)
平成23年度	2,589 (100.0%)	1,452 (56.1%)	454 (17.5%)	373 (14.4%)	182 (7.0%)	55 (2.1%)	73 (2.8%)
平成24年度	2,526 (100.0%)	1,390 (55.0%)	463 (18.3%)	291 (11.5%)	229 (9.1%)	96 (3.8%)	57 (2.3%)
平成25年度	2,652 (100.0%)	1,442 (54.4%)	463 (17.5%)	358 (13.5%)	219 (8.3%)	77 (2.9%)	93 (3.5%)
平成26年度	2,304 (100.0%)	1,335 (57.9%)	407 (17.7%)	250 (10.9%)	162 (7.0%)	80 (3.5%)	70 (3.0%)
平成27年度	2,278 (100.0%)	1,290 (56.6%)	392 (17.2%)	257 (11.3%)	177 (7.8%)	74 (3.2%)	88 (3.9%)

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局「母子生活支援施設入退所状況調査」(H15,H22~H23)、「社会的養護の現況に関する調査」(H24~H27)

7. 養育費の確保策

養育費相談支援センター事業

目指すべき方向

	(母子家庭)	(父子家庭)
○養育費の取決め率の増	約 43 %	約 21 %
○養育費の受給率の増	約 24 %	約 3 %

(平成28年度全国ひとり親世帯等調査)



- ひとり親家庭の生活の安定
- ひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長

養育費相談支援センター設置の趣旨

- 夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速な養育費の取り決めや確保をサポートする相談機関の確保を図る。
- 国においては、相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援を行う。

養育費の相談支援の仕組み

国（厚生労働省）が養育費相談支援センターに委託して実施（平成19年度創設）

【委託先：（公社）家庭問題情報センター（FPIC）】

- 養育費に係る各種手続等に関する分かりやすい情報の提供
→ホームページへの掲載、パンフレット等の作成
- 地方公共団体等において養育費相談に対応する人材の養成のための各種研修会の実施
- 母子家庭等就業・自立支援センター等に対する困難事例への支援
- 母子家庭等からの電話、メールによる相談対応
 - ・電話相談：0120-965-419（携帯電話、PHS以外）、03-3980-4108
 - ・メール相談：info@youikuhi.or.jp
〔相談時間：平日（水曜日を除く）10:00～20:00
水曜日 12:00～22:00 土・祝日 10:00～18:00〕

（参考）平成28年度実績：・相談延べ件数：7,984件、・研修等の実施：83回

- 研修
- サポート

- 困難事例の相談

地方自治体（都道府県等）が直営又は委託して実施

母子家庭等就業・自立支援センター

- リーフレット等による情報提供
- 養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整等の支援
- 母子家庭等への講習会の開催
- 弁護士による法律相談（平成28年度から）

（参考）平成28年度実績

都道府県	指定都市	中核市	合計
47か所	20か所	45か所	112か所

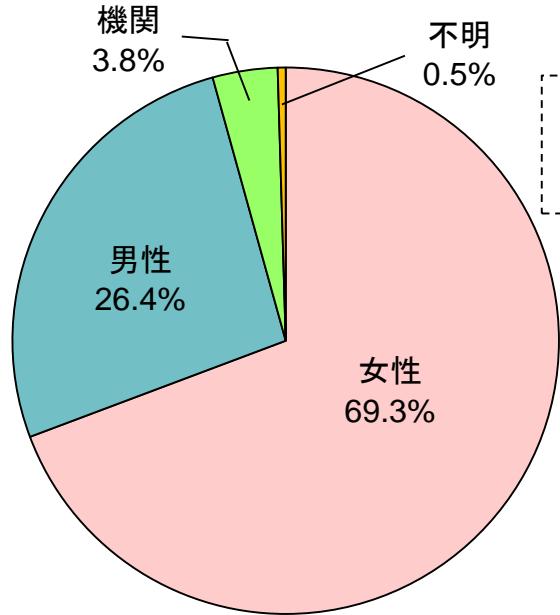
- ・うち養育費相談実施か所数：83か所
- 養育費専門相談員による相談延べ件数：5,716件
- 養育費専門相談員の設置：45か所、99人

養育費相談支援センターにおける相談実績等（平成28年度）

相談支援

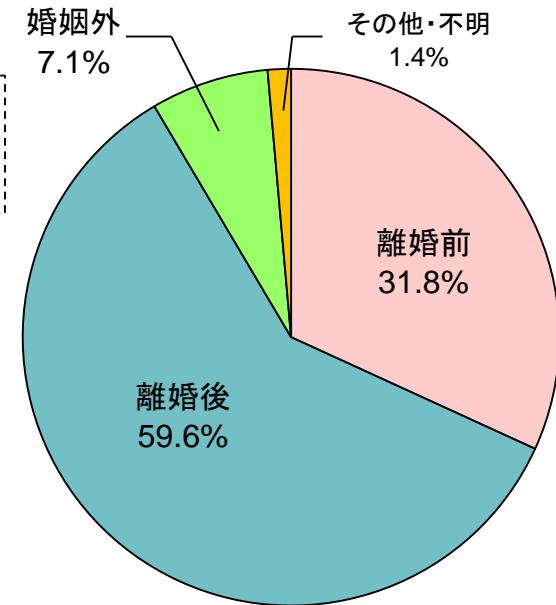
相談者別内訳 (N = 6,592)

- 女性が69.3%、男性が26.4%と女性からの相談が多くを占める。



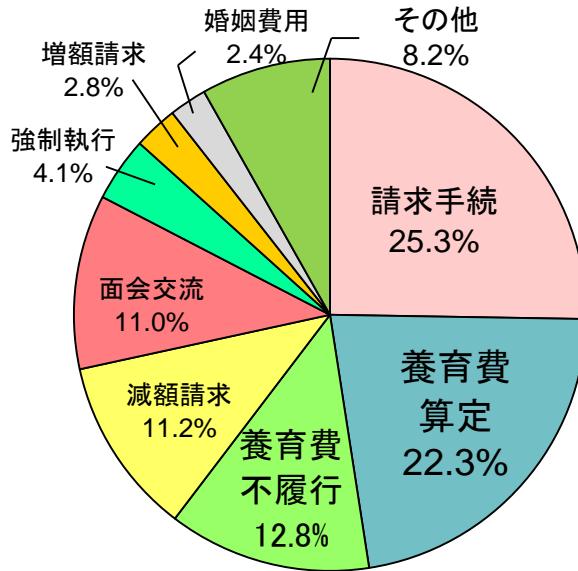
相談時期内訳 (N = 6,592)

- 離婚後が59.6%、離婚前が31.8%と離婚後の段階での相談が多くを占める。



相談内容内訳 (N = 7,984) ※複数選択有

- 請求手続が25.3%と最も多く、養育費の算定が22.3%、養育費の不履行が12.8%と続いている。



研修実施

- 母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員や母子・父子自立支援員を対象とした全国研修会の実施
 - ・7月、9月に開催
- 地方公共団体の行う研修に対する研修講師の派遣等：83か所

面会交流支援事業（「母子家庭等就業・自立支援事業」のメニュー事業の一つ）

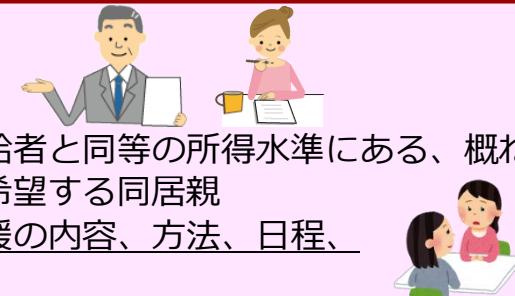
※平成24年度から実施

目的

- 平成23年6月に公布された民法改正法において協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、親子の面会交流が明示された。
- 面会交流が子どもの健やかな育ちを確保する上で有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものであるため、継続的な面会交流の支援を行うことにより、面会交流の円滑な実施を図る。

事業内容

- 事前相談、支援内容の決定、面会交流援助等を適切に実施できる面会交流支援員を配置
- 支援の対象
 - ・ 面会交流の取り決めを行っていて、父母間で合意があり、原則として児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある、概ね15歳未満の子どもとの面会交流を希望する別居親又は子どもと別居親との面会交流を希望する同居親
- 別居親又は同居親からの申請により、両者に対し必ず事前相談を実施するとともに、支援の内容、方法、日程、実施頻度等を記載した面会交流支援計画を作成
- 支援計画に基づき、面会交流当日の子どもの引き取り、相手方への引き渡し、交流の場に付き添うなどの援助を実施



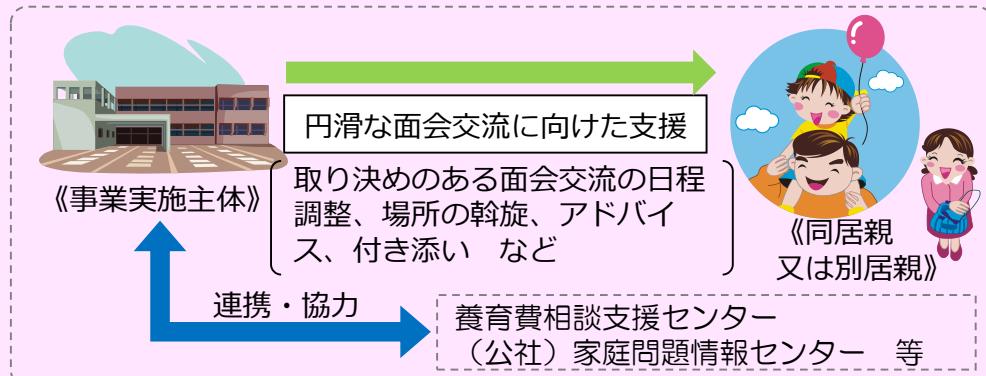
実施体制・実施方法

- 援助の実施頻度は原則として1月に1回まで、支援期間は最長で1年間
- 支援員は、子どもの受け渡しや付き添いの際には、子どもの心情に十分配慮した対応を行う
- 必要に応じ、可能な範囲において、交流場所の斡旋を行う
- 専門的見地からの指導・助言ができる民間団体等に再委託也可

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村
(事業の全部又は一部をNPO法人等に委託可)

【補助率】国1/2、都道府県等1/2

【29予算額】母子家庭等対策総合支援事業(114億円)の内数



	26年度	27年度	28年度
実施自治体数	3自治体	5自治体	8自治体 (*)
相談件数	300件	602件	742件
支援実世帯数	23世帯	21世帯	55世帯

* 千葉県、東京都、熊本県、静岡市、浜松市、北九州市、高松市、明石市

8. 自立を促進するための経済的支援

児童扶養手当制度の概要

1. 目的

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。（平成22年8月より父子家庭も対象）

2. 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。

3. 支給要件

父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。

※ ただし、国内に住所を有しないとき、児童が父又は母と生計を同じくするとき、母又は父の配偶者に養育されるとき等は支給されない。
平成26年12月より、受給者等の年金額が手当額を下回る場合は、その差額分の手当を支給。

4. 手当月額（平成29年4月～）

・児童1人の場合	全部支給：42,290円	一部支給：42,280円から9,980円まで
・児童2人以上の加算額〔2人目〕	全部支給：9,990円	一部支給：9,980円から5,000円まで
〔3人目以降1人につき〕	全部支給：5,990円	一部支給：5,980円から3,000円まで

5. 所得制限限度額(収入ベース)

・本人：全部支給(2人世帯) 130.0万円、一部支給(2人世帯) 365.0万円
・扶養義務者(6人世帯)：610.0万円

6. 受給状況

・平成29年3月末現在の受給者数 1,006,332人（母：943,917人、父：57,484人、養育者：4,931人）

7. 予算額（国庫負担分） [29年度予算] 1,783.9億円

8. 手当の支給主体及び費用負担

・支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村
・費用負担：国 1/3 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 2/3

児童扶養手当受給者数の推移

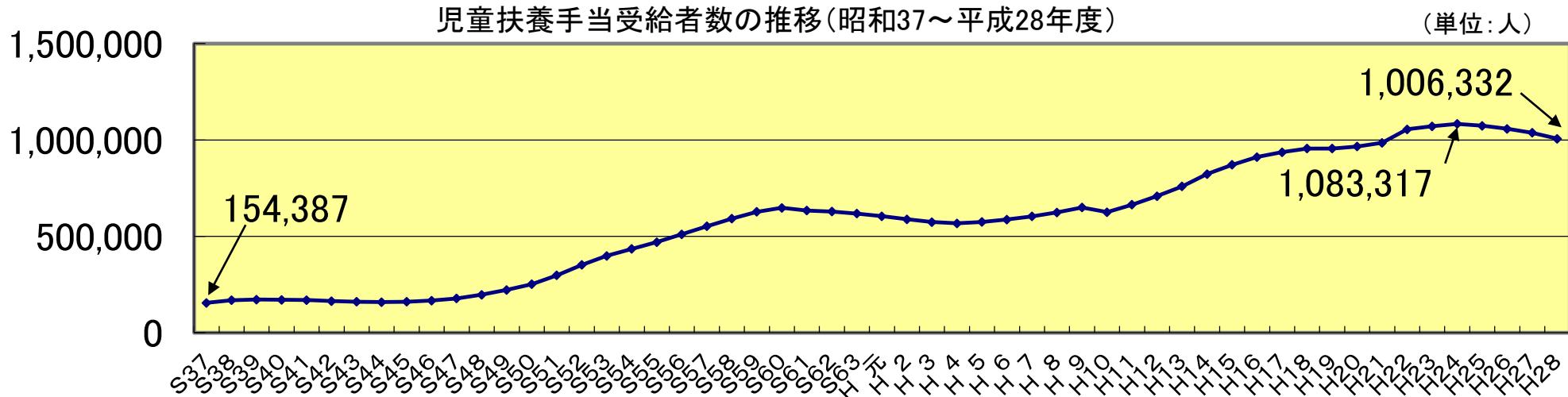
○平成28年度末受給者数

(単位:人)

	総数	生別世帯		死別 世帯	未婚 世帯	父又は母が 障害者世帯	父又は母による 遺棄世帯	父又は母が DV保護命令 を受けた世帯
		離婚	その他					
母子世帯	916,589 (100.0%)	801,072 (87.4%)	757 (0.1%)	6,585 (0.7%)	100,192 (10.9%)	4,994 (0.5%)	2,045 (0.2%)	944 (0.1%)
父子世帯	57,030 (100.0%)	50,059 (87.8%)	28 (0.05%)	4,568 (8.0%)	647 (1.1%)	1,577 (2.8%)	149 (0.3%)	2 (0.004%)
その他の世帯※	32,713							
計	1,006,332							

※その他の世帯は、2人以上の児童がそれぞれ異なる支給事由に該当する場合に当該児童を父又は母が監護等する世帯及び父又は母以外の者が養育する世帯

- 先般、母子家庭の増加により、児童扶養手当の受給者数も増加していたが、平成24年度末を境に減少に転じている(平成24年度末から平成28年度末▲76,985人)。
※ 平成22年8月より、支給対象を父子家庭にも拡大
- 平成28年度末において、全部支給者は522,438人(51.9%)、一部支給者は483,894人(48.1%)である。



児童扶養手当受給者の状況

(各月末現在)(単位・人)

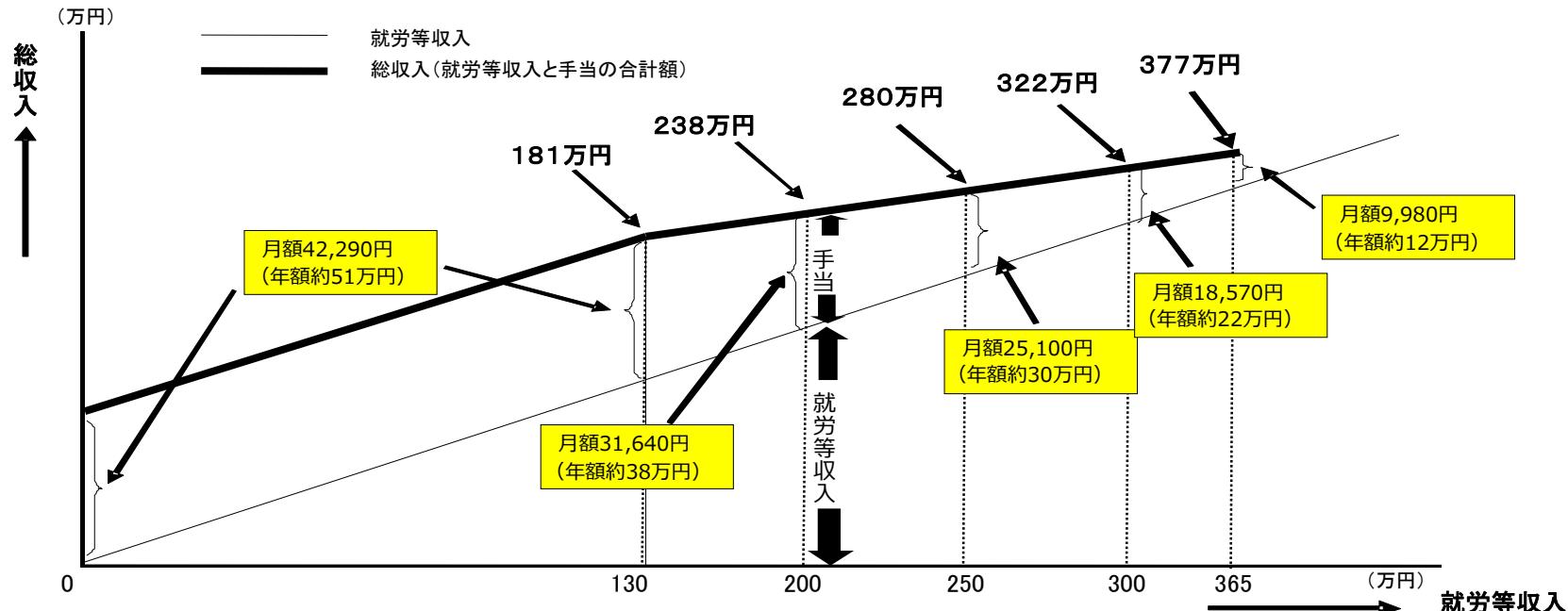
受給者		世帯類型別																その他 の世帯	
		母子世帯								父子世帯									
		総数	生別母子世帯		死別 母子世帯	未婚の 母子世帯	障害者 世帯	遺棄 世帯	DV 世帯	総数	生別父子世帯		死別 父子世帯	未婚の 父子世帯	障害者 世帯	遺棄 世帯	DV 世帯		
			離婚	その他							離婚	その他							
平成27年4月	1,058,947	962,928	848,588	947	7,298	97,545	5,206	2,497	847	63,293	55,016	36	5,806	645	1,604	186	-	32,726	
5月	1,066,038	969,272	854,429	947	7,338	97,936	5,246	2,512	864	63,872	55,546	34	5,843	656	1,600	193	-	32,894	
6月	1,074,126	976,559	861,090	934	7,416	98,463	5,265	2,510	881	64,417	56,024	38	5,880	669	1,610	196	-	33,150	
7月	1,081,431	983,120	866,898	912	7,509	99,068	5,309	2,526	898	65,001	56,556	37	5,916	673	1,620	199	-	33,310	
8月	1,085,007	986,581	869,951	890	7,539	99,451	5,341	2,503	906	65,100	56,653	35	5,899	684	1,636	193	-	33,326	
9月	1,085,203	986,884	870,388	860	7,568	99,324	5,334	2,482	928	64,689	56,286	38	5,862	673	1,642	188	-	33,630	
10月	1,085,212	987,201	870,607	843	7,606	99,399	5,348	2,466	932	64,121	55,796	28	5,792	674	1,641	190	-	33,890	
11月	1,089,742	991,324	874,388	828	7,647	99,687	5,360	2,472	942	64,114	55,816	25	5,755	681	1,650	187	-	34,304	
12月	1,092,965	994,360	877,366	826	7,666	99,714	5,387	2,455	946	64,122	55,840	31	5,745	675	1,644	187	-	34,483	
平成28年1月	1,097,190	998,190	880,939	833	7,695	99,904	5,412	2,454	953	64,371	56,060	27	5,763	674	1,656	191	-	34,629	
2月	1,102,798	1,003,324	885,482	839	7,745	100,377	5,446	2,450	985	64,751	56,413	28	5,773	673	1,675	189	-	34,723	
3月	1,037,645	944,309	829,066	819	7,016	98,970	5,169	2,302	967	60,537	52,798	29	5,259	654	1,623	174	-	32,799	
4月	1,037,716	944,661	828,980	826	6,989	99,464	5,154	2,295	953	60,548	52,850	33	5,214	661	1,616	174	-	32,507	
5月	1,044,035	950,396	834,250	836	7,017	99,849	5,165	2,309	970	60,943	53,228	25	5,236	661	1,621	172	-	32,696	
6月	1,050,842	956,600	839,955	834	7,050	100,277	5,189	2,316	979	61,341	53,615	25	5,241	664	1,622	174	-	32,901	
7月	1,056,260	961,542	844,467	828	7,106	100,624	5,205	2,326	986	61,685	53,910	52	5,248	678	1,625	172	-	33,033	
8月	1,058,474	963,681	846,249	820	7,124	100,988	5,214	2,300	986	61,659	53,914	30	5,244	670	1,633	167	1	33,134	
9月	1,058,924	964,238	846,679	823	7,183	101,085	5,229	2,281	958	61,427	53,729	26	5,216	663	1,623	169	1	33,259	
10月	1,058,529	964,023	846,528	810	7,207	101,030	5,235	2,257	956	61,010	53,389	24	5,153	655	1,616	172	1	33,496	
11月	1,063,107	968,239	850,338	803	7,244	101,404	5,239	2,242	969	61,021	53,426	25	5,115	663	1,624	167	1	33,847	
12月	1,065,647	970,648	852,745	800	7,254	101,398	5,251	2,235	965	61,077	53,505	28	5,093	660	1,622	168	1	33,922	
平成29年1月	1,069,712	974,086	855,921	772	7,280	101,642	5,280	2,226	965	61,332	53,743	33	5,095	665	1,628	167	1	34,294	
2月	1,074,786	978,568	860,015	765	7,344	101,937	5,307	2,240	960	61,648	54,059	27	5,102	671	1,620	167	2	34,570	
3月	1,006,332	916,589	801,072	757	6,585	100,192	4,994	2,045	944	57,030	50,059	28	4,568	647	1,577	149	2	32,713	

資料:厚生労働省「福祉行政報告例」

児童扶養手当の所得制限限度額について

児童扶養手当の額は、受給者の所得(収入から各種控除額を減じ、さらに、受給者やその児童が父又は母から養育費を受け取っている場合にはその養育費の8割相当額を加えて算出)と扶養親族等の数を勘案して決定され、また、就労等により収入が増えるにつれて児童扶養手当を加えた総収入が増えるよう定められている。

○平成29年度手当額の例（手当受給者と子1人の家庭の場合）



扶養親族等の数	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額
0人	19万円 (92万円)	192万円 (311.4万円)
1人	57万円 (130万円)	230万円 (365万円)
2人	95万円 (171.7万円)	268万円 (412.5万円)
3人	133万円 (227.1万円)	306万円 (460万円)
4人	171万円 (281.4万円)	344万円 (507.5万円)
5人	209万円 (335.7万円)	382万円 (555万円)

※ ()内は収入額ベース。政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。

母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の概要

目的

- 母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

対象者

- ① 母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる母子家庭の母）、母子・父子福祉団体 等
- ② 父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる父子家庭の父）、母子・父子福祉団体 等
(平成26年10月1日より)
- ③ 寡婦福祉資金：寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの） 等

貸付金の種類

- ①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤修業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、
⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金（計12種類）

貸付条件等

- 利子：貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0%
- 償還方法：貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【負担割合】国2／3、都道府県・指定都市・中核市1／3

【29予算額】36.0億円

貸付実績《平成28年度》

- ① 母子福祉資金：172億3,578万円（33,133件）
- ② 父子福祉資金：4億8,617万円（1,086件）
- ③ 寡婦福祉資金：3億7,950万円（570件）

※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係

母子父子寡婦福祉資金貸付金の概要

(平成29年4月1日現在)

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利 率
事業開始資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・母子・父子福祉団体 ・寡婦 		事業(例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金 団体 4,290,000円		1年	7年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%
事業継続資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・母子・父子福祉団体 ・寡婦 		現在営んでいる事業(母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金 団体 1,430,000円		6ヶ月	7年以内	(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%
修学資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子 		高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金 ※私立の自宅外通学の場合の限度額を例示 高校、専修学校(高等課程) 月額52,500円 高等専門学校 月額[1~3年]52,500円 [4~5年]90,000円 短期大学、専修学校(専門課程) 月額90,000円 大学 月額96,000円 専修学校(一般課程) 月額48,000円 (注)高等学校、高等専門学校及び専修学校に就学する児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額。	就学期間中	当該学校卒業後6ヶ月	20年以内 専修学校(一般課程)5年以内	無利子 ※親に貸付ける場合、児童を連帯借受人とする。(連帯保証人は不要) ※児童に貸付ける場合、親等を連帯保証人とする。

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利 率
技能習得資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(例:訪問介護員(ホームヘルパー)、ワープロ、パソコン、栄養士等)	<p>【一般】 月額 68,000円</p> <p>【特別】 一括 816,000円 (12月相当)</p> <p>運転免許 460,000円</p>	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%
修業資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子 	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するためには必要な資金	<p>月額 68,000円</p> <p>特別 460,000円</p> <p>(注)修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額</p>	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	6年以内	※修学資金と同様
就職支度資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母又は児童 ・父子家庭の父又は児童 ・父母のない児童 ・寡婦 	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	<p>一般 100,000円</p> <p>特別 330,000円</p>		1年	6年以内	※親に係る貸付けの場合 (保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0% ※児童に係る貸付けの場合修学資金と同じ
医療介護資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母又は児童(介護の場合は児童を除く) ・父子家庭の父又は児童(介護の場合は児童を除く) ・寡婦 	医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	<p>【医療】 340,000円 特別 480,000円</p> <p>【介護】 500,000円</p>		6ヶ月	5年以内	(保証人有) 無利子 (保証人無) 年1.0%

資金種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利 率														
生活資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 	<p>知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭又は父子家庭になって間もない(7年未満)者の生活を安定・継続する間(生活安定期間)又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金</p>	<p>【一般】月額 103,000円 【技能】月額 141,000円</p> <p>(注)生活安定期間の貸付は、配偶者のない女子又は男子となつた事由の生じたときから7年を経過するまでの期間中、月額103,000円、合計240万円を限度とする。</p> <p>また、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、1,236,000円(一般分の12月相当)を限度として貸付けることができる。</p> <p>(注)3月相当額の一括貸付を行うことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・知識技能を習得する期間中5年以内 ・医療又は介護を受けている期間中1年以内 ・離職した日の翌日から1年以内 	<p>知識技能習得後、医療若しくは介護終了後又は生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間満了後6ヶ月</p>	<p>(技能習得)20年以内 (医療又は介護)5年以内 (生活安定貸付)8年以内 (失業)5年以内</p>	<p>(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%</p>														
住宅資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	<p>1,500,000円 特別 2,000,000円</p>		6ヶ月	<p>6年以内 特別 7年以内</p>	<p>(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%</p>														
転宅資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 	住宅を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金	260,000円		6ヶ月	3年以内	<p>(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%</p>														
就学支度資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子 	就学、修業するため必要な被服等の購入に必要な資金	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">小学校</td> <td style="text-align: right;">40,600円</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td style="text-align: right;">47,400円</td> </tr> <tr> <td>国公立高校等</td> <td style="text-align: right;">160,000円</td> </tr> <tr> <td>修業施設</td> <td style="text-align: right;">100,000円</td> </tr> <tr> <td>私立高校等</td> <td style="text-align: right;">420,000円</td> </tr> <tr> <td>国公立大学・短大等</td> <td style="text-align: right;">380,000円</td> </tr> <tr> <td>私立大学・短大等</td> <td style="text-align: right;">590,000円</td> </tr> </table>	小学校	40,600円	中学校	47,400円	国公立高校等	160,000円	修業施設	100,000円	私立高校等	420,000円	国公立大学・短大等	380,000円	私立大学・短大等	590,000円		6ヶ月	<p>就学 20年以内</p> <p>修業 5年以内</p>	※修学資金と同様
小学校	40,600円																				
中学校	47,400円																				
国公立高校等	160,000円																				
修業施設	100,000円																				
私立高校等	420,000円																				
国公立大学・短大等	380,000円																				
私立大学・短大等	590,000円																				
結婚資金	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦 	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童及び寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	300,000円		6ヶ月	5年以内	<p>(保証人有)無利子 (保証人無)年1.0%</p>														

9. 各自治体における取組状況

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

	都道府県							自立促進計画	市等									
	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業		就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学 校卒業程度認定試験合格支援事業	
		自立支援教育訓練促進給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業						母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業						
北海道・東北ブロック	1 北海道	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	札幌市、旭川市、夕張市、千歳市、石狩市、帯広市、釧路市、稚内市(8/35)	札幌市、旭川市、函館市(3/3)	北見市、帯広市、釧路市、室蘭市(4/32)	札幌市、旭川市、函館市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、深川市、小樽市、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、北斗市、士別市、名寄市、富良野市、稚内市、北見市、網走市、帯広市、釧路市、根室市(30/35)	札幌市、旭川市、函館市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、岩見沢市、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、深川市、小樽市、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、北斗市、士別市、名寄市、富良野市、稚内市、北見市、網走市、帯広市、釧路市(28/35)	札幌市、旭川市、函館市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、赤平市、深川市、室蘭市、名寄市、富良野市、帯広市、知内町、苫小牧市(16/179)	札幌市、旭川市、苫小牧市、天塩町、中標津町、北見市(6/179)	(0/35)	札幌市、旭川市、函館市、富良野市、帯広市(5/35)	
	2 青森県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	青森市、五所川原市(2/10)	青森市(1/2)	(0/8)	青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市、三沢市、(6/10)	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、三沢市、平川市(7/10)	青森市、弘前市、三沢市(3/10)	青森市(青森市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(40/40)	(青森市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(39/40)	(0/10)	青森市(1/10)
	3 岩手県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	盛岡市、大船渡市、花巻市、釜石市(4/14)	盛岡市(1/1)	(0/13)	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市(14/14)	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市(13/14)	(県の事業対象に含め実施)(33/33)	(0/33)	陸前高田市(1/14)	(0/14)	

※(A/B)は、Aは実施している自治体数、Bは実施することが可能な自治体数

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

		都道府県								市 等										
		自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学 校卒業程度認定試験合格支援事業	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学 校卒業程度認定試験合格支援事業	
				自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業						一般市等就業・自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業							
北海道・東北ブロック	4	宮城県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	仙台市(1/1)	(0/13)	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、角田市(5/14)	仙台市(1/14)	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市(11/14)	仙台市(県内の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(35/35)	(0/14)	仙台市、名取市、大崎市(3/14)		
	5	秋田県	◎	◎	◎	◎					秋田市、にかほ市、大館市(3/13)	秋田市(1/1)	大仙市、北秋田市、にかほ市(3/12)	秋田市、能代市、大館市、由利本荘市、潟上市、大仙市、仙北市、にかほ市、湯沢市(9/13)	秋田市、横手市、大館市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市(8/13)	(0/13)	大館市、潟上市、大仙市、仙北市、にかほ市(5/25)	(0/25)	(0/13)	大館市(1/13)
	6	山形県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	尾花沢市(1/13)	—	(0/13)	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、寒河江市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、(10/13)	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市(11/13)	(0/13)	(県の事業対象に含め実施)(35/35)	鶴岡市、村山市(県内の市等在住者分を県の事業対象に含め実施)(35/35)	(0/13)	(0/13)
	7	福島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	郡山市(1/13)	郡山市(いわき市在住者分は県の事業対象に含め実施)(2/2)	(0/11)	郡山市、いわき市、福島市、会津若松市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、伊達市、本宮市、南相馬市(13/13)	郡山市、いわき市、福島市、会津若松市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、伊達市、本宮市、南相馬市(13/13)	(県の事業対象に含め実施)(13/13)	(0/59)	(0/59)	(0/13)	郡山市、会津若松市、白河市、須賀川市、二本松市、南相馬市、伊達市(7/13)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

	都道府県								市 等									
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活向上事業	ひとり親家庭等のための相談窓口の強化事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学 校卒業程度認定試験合格支援事業	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
			自立支援教育訓練促進給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業						母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業					
関東ブロック	8	茨城県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	稻敷市(1/32)	(0/32)	(県の事業対象に含め実施)(32/32)	水戸市、日立市、土浦市、古河市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稻敷市、桜川市、小美玉市、牛久市、神栖市、かすみがうら市、行方市、鉾田市、つくばみらい市(30/32)	(県の事業対象に含め実施)(32/32)	(県の事業対象に含め実施)(44/44)	(県の事業対象に含め実施)(44/44)	(0/32)	水戸市、ひたちなか市(2/32)
	9	栃木県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、矢板市、さくら市、那須烏山市(10/14)	宇都宮市(1/1)	(0/13)	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市(14/14)	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市(14/14)	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市(12/14)	宇都宮市(宇都宮市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(25/25)	宇都宮市、那須塩原市(2/25)	(0/14)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

	都道府県									市 等									
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭高等学 校卒業程度認定試験合格支援事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学 校卒業程度認定試験合格支援事業	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学 校卒業程度認定試験合格支援事業
			自立支援教育訓練促進給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業							一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業							
10 関東ブロック	群馬県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	沼田市、館林市(2/12)	前橋市、高崎市(2/2)	(0/10)	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市(12/12)	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市(12/12)	前橋市、高崎市、桐生市、藤岡市(左記以外の市在住者については県の事業対象に含め実施)(12/12)	(0/35)	(0/35)	(0/12)	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、沼田市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市(9/12)
		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市(38/40)	さいたま市、川越市(2/3)	(0/37)	さいたま市、川越市、越谷市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市(40/40)	さいたま市、川越市、越谷市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市(40/40)	さいたま市、川越市、越谷市、所沢市、狭山市、戸田市、新座市、鶴ヶ島市、坂戸市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(40/40)	さいたま市、川越市、所沢市、狭山市、戸田市、新座市、鶴ヶ島市、坂戸市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(63/63)	さいたま市、川越市(1/40)	越谷市、鴻巣市、上尾市、戸田市、志木市、富士見市、ふじみ野市(7/40)	

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

		都道府県							市等											
		自立促進計画		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等日常生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等日常生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	
				自立支援教育訓練促進給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業						母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業						
関東ブロック	12	千葉県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	千葉市、船橋市、柏市、松戸市、野田市、佐倉市、四街道市(7/37)	千葉市、船橋市、柏市(3/3)	野田市、浦安市、(2/34)	千葉市、船橋市、柏市、市川市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市(34/37)	千葉市、船橋市、市川市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市(36/37)	千葉市、野田市、佐倉市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、我孫子市、浦安市(8/37)	千葉市、野田市、佐倉市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、白井市(7/54)	千葉市、船橋市、柏市、松戸市、野田市(5/54)	千葉市、船橋市、松戸市(2/37)	千葉市、船橋市、柏市、松戸市、成田市、佐倉市、鎌ヶ谷市、印西市、富里市(9/37)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

		都道府県							市 等											
		自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子父子自立支援プログラム事業	ひとり親家庭等日常生活向上事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学 校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
				自立支援教育訓練促進給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業							母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業					
関東ブロック	13	東京都	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	中央区、新宿区、世田谷区、渋谷区、杉並区、江戸川区、武蔵野市、八王子市、三鷹市、府中市、調布市、日野市、国分寺市、福生市、羽村市(15/49)	八王子市(1/1)	品川区、練馬区、世田谷区、江戸川区、武蔵野市、(5/48)	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、國分寺市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稻城市、羽村市、あきる野市、西東京市(49/49)	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、國分寺市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稻城市、羽村市、あきる野市、西東京市(36/49)	中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、國分寺市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稻城市、羽村市、あきる野市、西東京市(49/49)	中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、國分寺市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稻城市、羽村市、あきる野市、西東京市(41/62)	千代田区、中央区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、府中市、調布市、日野市、國分寺市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稻城市、羽村市、あきる野市、西東京市(6/49)	杉並区、豊島区、葛飾区、江戸川区、調布市、西東京市(6/49)	杉並区、板橋区、豊島区、江戸川区、世田谷区、足立区、三鷹市、青梅市、国分寺市、羽村市、八王子市(11/49)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

		都道府県							市 等										
		自立促進計画		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭高等學校卒業程度認定試験合格支援事業	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等學校卒業程度認定試験合格支援事業	
				自立支援教育訓練促進給付金等事業	高等職業訓練促進給付金等事業					母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業						
関東ブロック	14	神奈川県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	横浜市、川崎市、相模原市、厚木市、秦野市(5/19)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市(4/4)	(0/15)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市(19/19)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市(18/19)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市(政令・中核市以外の県内在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/19)	横浜市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市(町村在住者分は県の事業対象に含め実施)(29/33)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市(4/33)	(0/19)	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、逗子市、大和市(7/19)
中部ブロック	15	新潟県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	新潟市、長岡市、柏崎市(3/20)	新潟市(1/1)	(0/19)	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市(19/20)	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市(19/20)	新潟市、長岡市、上越市(3/20)	新潟市(新潟市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(30/30)	新潟市(新潟市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(30/30)	(0/20)	三条市、上越市、南魚沼市(3/20)
	16	富山县	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/10)	富山市(県と共同実施)(1/1)	(0/9)	富山市、高岡市、魚津市、水見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、水見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(9/10)	(県の事業対象に含め実施)(15/15)	富山市(富山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(15/15)	(0/10)	(0/10)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

		都道府県							市 等													
		自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援教育訓練促進給付金等事業	高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等日常生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等日常生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業		
				自立支援教育訓練促進給付金等事業	高等職業訓練促進給付金等事業								母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業						
中部ブロック	17	石川県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	金沢市、七尾市、かほく市(3/11)	金沢市(1/1)	小松市(1/10)	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市(11/11)	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市(11/11)	金沢市、小松市、加賀市、能美市、野々市市(5/11)	金沢市、小松市、白山市、能美市、野々市市(6/19)	金沢市、七尾市、小松市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町(16/19)	(0/11)	金沢市、小松市(2/11)
	18	福井県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	越前市(1/9)	—	(0/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市(9/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市(9/9)	(県の事業対象に含め実施)(9/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、南越前町、越前町(10/17)	(県内の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(17/17)	(0/9)	(0/9)
	19	山梨県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	都留市、大月市(2/13)	—	(0/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市(13/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市(13/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、南アルプス市、(6/13)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(27/27)	(0/27)	(0/13)	都留市、笛吹市(2/13)
	20	長野県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	長野市、上田市(2/19)	(長野市在住者分は県の事業対象に含め実施)(1/1)	(0/18)	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、安曇野市、東御市(18/19)	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市(17/19)	(0/19)	松本市、上田市、須坂市、伊那市、茅野市、千曲市、安曇野市、上松町、白馬村(9/77)	長野市(長野市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(77/77)	(0/19)	長野市、上田市、諏訪市、茅野市、佐久市(5/19)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

		都道府県							市 等										
		自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等學校卒業程度認定試験合格支援事業	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等學校卒業程度認定試験合格支援事業
				自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業						母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業					
中部 ブロック	21	岐阜県	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	岐阜市、飛騨市(2/21)	岐阜市(1/1)	(0/20)	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、閑市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市(21/21)	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、閑市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市(21/21)	大垣市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(21/21)	大垣市、恵那市、下呂市(3/42)	岐阜市、瑞浪市、羽島市、美濃加茂市、可児市(5/42)	岐阜市、瑞穂市(2/21)	各務原市(1/21)
	22	静岡県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	静岡市、浜松市、沼津市(3/23)	静岡市、浜松市(2/2)	伊東市(1/21)	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市(23/23)	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市(23/23)	静岡市、浜松市(2/23)	静岡市、浜松市、袋井市、湖西市(市以外の在住者は県の事業対象として実施)(16/35)	静岡市、浜松市、富士市、湖西市(市以外の在住者は県の事業対象として実施)(16/35)	静岡市(1/23)	静岡市、浜松市(2/23)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

	都道府県								市 等										
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学 校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	
			自立支援教育訓練促進給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業							母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業					
23	愛知県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、春日井市、豊川市、碧南市、刈谷市、安城市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、日進市、田原市、清須市、北名古屋市(19/38)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市(4/4)	半田市(1/34)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稻沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市(38/38)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、一宮市、瀬戸市、半田市、碧南市、犬山市、小牧市、知多市、岩倉市、日進市、清須市、みよし市(13/38)	名古屋市、豊橋市、豊田市、一宮市、半田市、碧南市、犬山市、小牧市、知多市、岩倉市、日進市、清須市、みよし市(13/38)	名古屋市、豊橋市、西尾市、瀬戸市、半田市、安城市、蒲郡市、犬山市、高浜市、長久手市(10/54)	名古屋市、豊橋市、西尾市、瀬戸市、半田市、安城市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市(30/54)	名古屋市、一宮市(2/38)	名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、豊川市、安城市、犬山市、高浜市(10/38)
24	三重県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	鈴鹿市、津市、志摩市、伊賀市(4/15)	—	(0/15)	桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、伊賀市、名張市、多気町(15/15)	桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、伊賀市、名張市、多気町(15/15)	四日市市、鈴鹿市、津市、伊賀市、名張市(5/15)	桑名市、いなべ市、四日市市、津市、名張市、亀山市(6/29)	桑名市、いなべ市、鈴鹿市、津市、名張市(5/29)	(0/15)	(0/15)	

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

		都道府県							市 等													
		自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援教育訓練促進給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭等日常生活向上事業	ひとり親家庭等日常生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学 校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等日常生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業		
				自立支援教育訓練促進給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業								母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業						
近畿ブロック	25	滋賀県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	大津市、彦根市、近江八幡市、草津市、湖南市(5/13)	大津市(1/1)	(0/12)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(13/13)	大津市、彦根市、近江八幡市、草津市、野州市、湖南市、東近江市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/19)	大津市(大津市以外の市等の在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	草津市、甲賀市、東近江市(3/19)	(0/13)	大津市、彦根市、長浜市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、湖南市、東近江市(9/13)
	26	京都府	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	京都市、京丹後市(2/15)	京都市(1/1)	(0/14)	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市(15/15)	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市(15/15)	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、京丹後市(6/15)	京都市(京都市以外の市等の在住者分は県の事業対象に含めて実施)(26/26)	京都市、舞鶴市、綾部市、亀岡市、長岡京市、南丹市(6/26)	(0/15)	京都市、舞鶴市、宇治市、宮津市、城陽市、向日市、京田辺市、京丹後市、木津川市(9/15)
	27	大阪府	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、大東市、和泉市、柏原市、羽曳野市、門真市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町(29/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、柏原市、羽曳野市、門真市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町(34/34)	吹田市、茨木市、松原市、柏原市、交野市(5/28)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、柏原市、羽曳野市、門真市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町(30/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、柏原市、羽曳野市、門真市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、島本町(41/43)	大阪市、堺市、豊中市、枚方市、貝塚市、茨木市、和泉市、箕面市(政令・中核市市以外の市等在住者分は府の事業対象者に含めて実施)(43/43)	大阪市(1/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、枚方市、池田市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、門真市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、島本町(17/34)		

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

	都道府県								市 等										
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等學校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等學校卒業程度認定試験合格支援事業
			自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業							母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業					
近畿ブロック	28 兵庫県	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	神戸市、豊岡市、加古川市、高砂市、宝塚市(5/29)	神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市(4/4)	明石市(1/25)	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市(29/29)	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市(13/29)	神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市(39/41)	神戸市(1/41)	姫路市、明石市、三田市(3/29)	神戸市、姫路市、西宮市、赤穂市、三木市、高砂市、小野市、篠山市、丹波市、淡路市、宍粟市、加東市(11/29)	
	29 奈良県	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	奈良市、桜井市、御所市、葛城市(4/13)	奈良市(1/1)	(0/12)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市(12/13)	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市(13/13)	奈良市、大和高田市、橿原市、五條市、御所市、香芝市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(39/39)	奈良市(奈良市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(39/39)	奈良市(県内の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(39/39)	奈良市(県内の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(0/13)	天理市、五條市(2/13)
	30 和歌山県	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	和歌山市、橋本市、有田市、御坊市、紀の川市(5/9)	和歌山市(1/1)	(0/8)	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市(9/9)	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市(9/9)	和歌山市(和歌山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(9/9)	和歌山市(和歌山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(30/30)	和歌山市(和歌山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(30/30)	(0/9)	和歌山市(1/9)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

	都道府県								市 等										
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭のための相談窓口の強化事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等學校卒業程度認定試験合格支援事業
			自立支援教育訓練促進給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業							母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業					
中国ブロック	31	鳥取県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	倉吉市、境港市、若桜町、琴浦町(4/17)	(0/17)	鳥取市、境港市、岩美町、智頭町、八頭町、琴浦町(6/17)	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、智頭町(16/17)	米子市(1/17)	(県の事業対象に含め実施)(19/19)	米子市、倉吉市、境港市、智頭町、八頭町、北栄町(6/19)	(0/17)	(0/17)	
	32	島根県	◎	◎	◎(県内の全市町村が実施)	◎(県内の全市町村が実施)	◎	◎	◎	松江市、益田市、出雲市、隱岐の島町(4/19)	(0/19)	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隱岐の島町(19/19)	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隱岐の島町(19/19)	浜田市、安来市、雲南市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(19/19)	(県の事業対象に含め実施)(19/19)	(県の事業対象に含め実施)(19/19)	(0/19)	(0/19)	
	33	岡山県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	岡山市、倉敷市、津山市(3/18)	岡山市(倉敷市在住者分は県の事業対象に含め実施)(2/2)	(0/16)	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、総社市、瀬戸内市、美作市、新見市(8/18)	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、総社市、瀬戸内市、美作市、新見市(10/18)	岡山市、津山市、玉野市、瀬戸内市、美作市、新見市(6/18)	倉敷市、津山市、瀬戸内市、美作市、新見市(3/27)	総社市(1/27)	(0/18)	岡山市、津山市(2/18)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

		都道府県							市 等										
		自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭高等學校卒業程度認定試験合格支援事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等學校卒業程度認定試験合格支援事業	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業
				自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業							母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業				
中国ブロック	34	広島県	◎	◎	◎	◎(県内の全市町村が実施)	◎	◎		広島市、福山市、呉市(3/23)	広島市、福山市、呉市(3/3)	(0/20)	広島市、福山市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町、府中町(22/23)	広島市、福山市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町、府中町(23/23)	広島市、福山市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、三次市、庄原市、東広島市、北広島町、府中市(11/23)	広島市、府中市、三原市、三次市、坂町(5/23)	広島市、福山市、呉市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(23/23)	(0/23)	広島市、福山市、呉市、世羅町、尾道市、三次市、神石高原町(7/23)
	35	山口県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	下関市、長門市(2/14)	下関市(1/1)	(0/13)	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町(14/14)	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町(14/14)	宇部市(下関市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/14)	(下関市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(18/19)	山口市(下関市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(18/19)	(0/14)	(0/14)
四国ブロック	36	徳島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	阿南市(1/8)	—	(0/8)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	(県の事業対象に含め実施)(24/24)	(県の事業対象に含め実施)(24/24)	(0/8)	(0/8)
	37	香川県	◎	◎	◎	◎	◎	◎		さぬき市、東かがわ市(2/8)	高松市(1/1)	(0/7)	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(8/8)	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(8/8)	高松市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(5/8)	高松市(高松市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(17/17)	(0/17)	高松市(1/8)	坂出市、東かがわ市(2/8)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

		都道府県								市 等												
		自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援教育訓練促進給付金等事業	高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭等日常生活向上事業	ひとり親家庭等日常生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等學校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等日常生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等學校卒業程度認定試験合格支援事業	
				自立支援教育訓練促進給付金等事業	高等職業訓練促進給付金等事業								母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業						
四国ブロック	38	愛媛県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市(9/11)	松山市(1/1)	大洲市(1/10)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(11/11)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(11/11)	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(11/11)	松山市(松山市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(20/20)	松山市以外の市は県の事業対象に含めて実施(19/20)	(0/11)	松山市(1/11)
	39	高知県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(0/11)	高知市(1/1)	(0/10)	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市(11/11)	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市(11/11)	高知市(高知市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(11/11)	(0/34)	(0/34)	(0/11)	土佐市、土佐清水市(2/11)		
九州ブロック	40	福岡県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	北九州市、福岡市、筑紫野市、春日市、宗像市、古賀市、宮若市(7/28)	北九州市、福岡市、久留米市(3/3)	(0/25)	北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市(28/28)	北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市(28/28)	北九州市、福岡市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、福津市、宮若市、嘉麻市、朝倉市(10/28)	北九州市、福岡市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、福津市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、大野城市、宗像市、糸島市、古賀市、福津市、うきは市、那珂川町、篠栗町、志免町、新宮町、水巻町、岡垣町、遠賀町、芦屋町、川崎町(23/60)	北九州市、福岡市、久留米市(北九州市、福岡市、久留米市以外の市等在住者分は県の事業に含めて実施)(60/60)	北九州市(1/28)	北九州市、福岡市、久留米市、飯塚市、八女市、大川市、中間市、春日市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市(11/28)		

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

		都道府県							市 等											
		自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等学 校卒業程度認定試験合格支援事業	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業		
				自立支援教育訓練促進給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業						母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業						
41	佐賀県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	佐賀市(1/10)	佐賀市(1/10)	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市(10/10)	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市(10/10)	佐賀市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(10/10)	(県の事業対象に含め実施)(20/20)	(県の事業対象に含め実施)(20/20)	(0/10)	佐賀市(1/10)	
42	長崎県	◎	◎	◎	◎	◎				◎	長崎市、五島市(2/14)	長崎市(1/2)	(0/12)	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市(13/14)	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市(13/14)	長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市(10/14)	長崎市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、西海市、雲仙市(7/21)	島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、新上五島町(11/21)	(0/14)	(0/14)
九州ブロック	43 熊本県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	熊本市、山鹿市、玉名市、天草市(4/14)	熊本市(1/1)	(0/13)	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市(12/14)	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市(14/14)	熊本市、人吉市、水俣市、玉名市、天草市(5/14)	熊本市、八代市、人吉市、水俣市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、合志市、菊陽町、津奈木町(13/45)	熊本市(熊本市以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(45/45)	(0/14)	宇土市(1/14)
	44 大分県	◎	◎	◎	◎	◎	○				大分市(1/14)	大分市(県と共同実施)(1/1)	(0/13)	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市(12/14)	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、宇佐市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、津久見市、竹田市(14/14)	大分市(県と共同実施)、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、宇佐市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含めて実施)(14/14)	大分市(1/18)	(0/18)	(0/14)	由布市(1/14)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

	都道府県								市 等										
	自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等學校卒業程度認定試験合格支援事業	自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等學校卒業程度認定試験合格支援事業
			自立支援教育訓練促進給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業							母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業					
九州ブロック	45	宮崎県	◎	◎	◎	◎	◎			えびの市(1/9)	宮崎市(1/1)	(0/8)	宮崎市、都城市、延岡市、日向市、日南市、小林市、西都市、えびの市、串間市(9/9)	宮崎市、都城市、延岡市、日向市、日南市、小林市、西都市、えびの市、串間市(9/9)	宮崎市(宮崎市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(9/9)	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、えびの市、三股町、高原町、高鍋町、門川町(11/26)	宮崎市、都城市(2/26)	(0/9)	(0/9)
	46	鹿児島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	枕崎市、阿久根市、薩摩川内市、日置市、曾於市、いちき串木野市、志布志市(7/21)	鹿児島市(1/1)	(0/20)	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、長島町、屋久島町(21/21)	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、長島町、屋久島町(21/21)	鹿児島市(1/21)	鹿児島市(鹿児島市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(43/43)	鹿児島市(1/43)	(0/21)	鹿児島市、出水市、志布志市(3/21)
	47	沖縄県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	那覇市、宜野湾市、浦添市、豊見城市(4/11)	(那覇市在住者分は県の事業対象に含め実施)(1/1)	(0/10)	那覇市、うるま市、宜野湾市、宮古島市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、南城市、宮古島市(11/11)	那覇市、うるま市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、南城市、宮古島市(10/11)	那覇市、沖縄市、宜野湾市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(11/11)	那覇市(那覇市以外の市等在住者分は県の事業対象に含めて実施)(41/41)	宜野湾市・北谷町(宜野湾市・北谷町以外の市等在住者は県の事業対象に含めて実施)(41/41)	(0/11)	(0/11)

母子家庭の母等の自立支援関係事業の実施状況等(平成28年度実績)

都道府県										市 等										
自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等學校卒業程度認定試験合格支援事業	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等學校卒業程度認定試験合格支援事業			
		自立支援教育訓練促進給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業						母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業								
都道府県合	(○)	47	47	47	47	42	25	30	9	33	平成28年度実施状況									
	(○)	0	0	0	0	0	0	3	0	7	246／857	65／68	25／789	805／857	820／857	537／857	916／1,741	852／1,741	21／857	171／857
		0	0	0	0	5	22	14	38	7	28.7%	95.6%	3.2%	93.9%	95.7%	62.7%	52.6%	48.9%	2.5%	20.0%

※○…継続して実施、○…平成29年度以降に実施予定、空欄…未実施

<都道府県を含む実施状況>

平成28年度実施状況										
自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子・父子自立支援プログラム策定等事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	ひとり親家庭高等學校卒業程度認定試験合格支援事業	
	母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金等事業						
	293／904 32.4%	112／115 97.4%	25／789 3.2%	852／904 94.2%	867／904 95.9%	579／904 64.0%	941／1,788 52.6%	882／1,788 49.3%	30／904 3.3%	204／904 22.6%